

入札説明書等に関する質問書への回答

1 入札説明書に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第2章	8	(2) エ	本市が行う業務範囲	『エ 資源物の資源化』について、引渡しを行う民間の資源化業者が運営途中で変更となることが想定されますが、施設内動線、積込作業の変更がないものと理解してよろしいでしょうか。また、品質の追加要求もないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、各種変更や品質の追加要求等がある場合には、契約書等に基づいて受注者と協議を行うものとします。
2	6	第2章	8	(2) オ	本市が行う業務範囲	『オ 焼却灰等および処理不適物の最終処分等』について、破砕残渣(不燃)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	8	第3章	1	(2)	入札者参加者の構成等	建設JVを組成することができるかと記載ありますが、甲型、乙型いずれのJV組成でも参加することは可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	8	第3章	2	(1)	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	建築物の設計・建設を共同企業体として行う場合、札幌市の「一般競争入札施行要綱」の「共同企業体の結成条件(2)各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること」を満たす必要はありますでしょうか。	共同施工等方式(甲型)の場合は、満たす必要があります。
5	9	第3章	2	(1) ウ	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。	監理技術者資格証を有する者を専任で配置できるのであれば構いません。
6	9	第3章	2	(2)	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	焼却施設の設計・建設を行う代表企業1社がイの要件を満たしている場合、代表企業の下請けとして破砕施設プラントの設計・建設を行う企業は、清掃施設工事業または機械器具設置工事に係る主任技術者を配置するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
7	9	第3章	2	(2)	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	焼却施設の設計・建設を行う代表企業1社がイの要件を満たしている場合、建設JVの構成員として破砕施設プラントの設計・建設を行う企業は、清掃施設工事業または機械器具設置工事に係る監理技術者を配置するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
8	9	第3章	2	(2)	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	設計・建設業務をプラントメーカーと土木建築業者の建設JVで請け負う場合、構成員(運営事業者への出資を行う者)とならなければならないのは、建設JVの代表構成員となるプラントメーカーのみであり、土木建築業者は協力企業と位置付けることが出来るものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	9	第3章	2	(2) イ	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。	監理技術者資格証を有する者を専任で配置できるのであれば構いません。
10	9	第3章	2	(3)	本施設の運営・維持管理を行う者の要件	本施設の運営・維持管理業務の委託を受ける者の要件として、代表企業とすることは必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	9	第3章	2	(3)	本施設の運営・維持管理を行う者の要件	「運営事業者から、本施設の運営・維持管理業務の委託を受ける者は構成員とすること。」とありますが、構成員が受託業務の一部を貴市の承諾をいただければ、再委託は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	10	第3章	2	(3) ウ	本施設の運営・維持管理を行う者の要件	「…現場総括責任者としての経験を有する技術者を本件事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること」とありますが、20年間の運営を見込んで、年齢、能力も含め、最適な人材を提案したいと考えるため、対象となる経験として、「現場総括責任者又はそれに準じる経験を有する者」(副責任者等)として頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
13	14	第4章	2	(4) イ	不正公正入札	対象となるのは、駒岡清掃工場更新事業、又は、ごみ焼却・破砕施設に係るものという理解でよろしいでしょうか。	対象となるのは、駒岡清掃工場更新事業です。
14	21	第6章	3	(1)	入札提出書類提出届等	「イ 要求水準に関する誓約書(様式第13号)」は、提出書類として部数が「1部」となっておりますが、様式第13号-1～9「要求水準に対する設計仕様書」も、これに相当するのでしょうか。相当しない場合は、「施設計画図書」にまとめて綴じ、「正本1部/副本10部を提出」という理解でよろしいでしょうか。	様式第13号-1～9「要求水準に対する設計仕様書」は、「施設計画図書」にまとめて綴じ、「正本1部/副本10部を提出」としてください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	22	第6章	3	(5) イ	設計基本数値	「5月3日～5月29日を全炉停止期間とする」とありますが、この期間には焼却炉の立ち上げ、立ち下げ作業も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	25 26	第7章	4		提案書	下記4種類の提案書の分冊方法について、4分冊で提出するものと理解すればよろしいでしょうか。あるいは、1、3、4と2に分冊して提出することも可能でしょうか。 1. 提案図書 2. 施設設計図書 3. 添付資料 4. 提案図書概要版	提案書は、4分冊で提出してください。
17	27	第7章	5	(2) ア	保険	市様にて建物総合損害共済(公益財団法人全国市有物件災害共済会)の付保を予定されておられますが、事業者側で付保する保険内容を決定するため、現時点で想定されている補償内容(共済金額、対象とする災害・被害・損害の事象等)をご教示願います。	共済金額については、建物価格が確定していない現時点ではお答えすることができません。対象となる災害等については、公営財団法人全国市有物件災害共済会のホームページを参照してください。
18	27	第7章	5	(4)	要求水準書範囲外の提案について	要求水準書に規定されている内容(業務範囲及び仕様)以外の提案については、事前確認を行い、貴市から了解を得られたもののみを有効とする旨の記載がございますが、創意工夫をもって積極的な提案を行っていくため、業務範囲等については、ある程度広義に解釈してもよろしいでしょうか。	対面的対話で確認を行ってください。
19	27	第7章	5	(4)	要求水準書範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容以外の提案」と記載がありますが、その定義については、5頁 8 業務範囲 (1) に記載されている業務範囲を明らかに逸脱する提案という理解でよろしいでしょうか。 事業者の提案事項の検討のため、明確化していただけないでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、判断に迷う場合は対面的対話で確認を行ってください。
20	28	第7章	5	(8) ウ	事業の継続が困難となった場合の措置	施工中に不可抗力等により、事業継続が困難となった場合において、出来形部分の引渡し及び出来高などの精算に関する規定がありませんが、どのように考えればよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)第29条、第62条、第63条の規定に従い、既履行部分及び出来形部分に相応する請負代金を受託者に支払います。
21	33	別紙3	3	(2)	運営・維持管理業務に係る対価	補修費用は年2回の支払条件となっておりますが、本件事業は大型の処理施設のDBO事業であり、運営費に占める補修費用も大きくなります。また、地元企業への支払は基本的には運営事業者への入金後となり、地元企業への負担も大きくなりますので、毎月の支払条件としていただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
22	35	別紙3	4	(1)	イ 物価変動等による改定	運営時に必要となる光熱水費(都市ガス)については、費用変動が大きい性質があります。費用規模も大きいため、個別の単価に応じてエスカレーションを設定させていただきたくお願いいたします。	契約時に協議を行うものとします。
23	36	別紙3	4	(2)	改定の条件	「初回の改定は、令和7年(2025年)8月末時点で…令和8年(2026年)度の運営・維持管理業務の対価を確定する」とありますが、一方後段に「改定された運営・維持管理業務の対価は、令和7年(2025年)度の第1支払期の支払から反映させる」と記載されていることより、「改定された運営・維持管理業務の対価は、令和8年(2026年)度の第1支払期の支払から反映させる。」と読み替えてよろしいでしょうか。 また上記の解釈が正しい場合、令和7年度(運営開始初年度)については、特定事業契約締結後5年を経過しており、5年間の物価変動が反映されないのは、貴市及び運営事業者の双方にリスクがあると考えられる為、初回の改訂は、令和6年(2024年)8月末時点で公表されている最新の指標を用い、令和7年度の第1支払期からとして頂けないでしょうか。	初回の改訂は、令和6年(2024年)8月末時点で公表されている最新の指標を用い、令和7年(2025年)度の第1支払期からとします。
24	37	別紙4	2	—	契約先の変更	電気事業者の変更による費用の減少および増加について、減少・増加ともに全額を市様のご負担とする、または事業者の負担とするなど、条件を統一していただけますようご検討をお願い致します。	入札説明書のとおりとします。
25	40	別紙5	2	(4) イ	運営・維持管理業務に掛かる対価等の減額等の措置	1件の是正勧告に対して固定費用を減額するとありますが、ここでいう、固定費用は、当該年度の年間固定費用との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
26	40	別紙5	2	(4) イ	運営・維持管理業務に掛かる対価等の減額等の措置	1件の是正勧告に対して固定費用を減額するとありますが、固定費用の構成は焼却施設・破碎施設と別れているため、帰責理由が焼却施設か破碎施設が明らかでない場合は、減額する固定費を限定するとの理解でよろしいでしょうか。 例)焼却施設が帰責理由の場合、業務委託料Dを減額	入札説明書のとおりとします。

入札説明書等に関する質問書への回答

2 要求水準書に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第1編 第2章	2.3		施設規模	「破砕施設の施設規模 130t/日（剪断破砕ライン:80t/5h、回転破砕ライン:50t/5h）」とありますが、紙類圧縮梱包機(5t/h)25t/日は、施設規模に含めないことでよろしいでしょうか。 また、木くずの中継がありますが、施設規模に含めないことでよろしいでしょうか。	破砕施設の施設規模(130t/日)には、紙類圧縮梱包機の規模は含んでおりません。ただし、一般廃棄物処理施設設置届においては、紙類圧縮梱包機の規模を加えた形で提出を予定しています。 木くずの中継についても、破砕施設の施設規模に含めなくて結構です。
2	6	第1編 第2章	2.7	-	-	別途工事について、万一別途工事の完成が遅延し、それにより建設事業の工事工程等へ影響が生じた場合、工期、工程の変更及び追加で生じる費用についてご協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	7	第1編 第2章	2.8	2.8.1	全体計画表1-3	「(3)敷地進入出道路整備工事」については、敷地造成工事の完了後から作業が開始出来、工事に関して特に支障となる作業等はないと考えてよろしいでしょうか。	敷地造成工事の完了後、資源選別センター内で別途工事を予定しており、令和3年度10月以降の竣工を想定しております。敷地進入出道路整備工事については、それ以降の開始を想定してください。 また、支障物の撤去等については、質問No.157の回答を参照してください。
4	8	第1編 第2章	2.8	2.8.2	配置計画(16)	「かごに溜められたスプレー缶は専門業者が引き取りを行う。」とありますが、かごの手配、搬出車両への積み込みについても専門業者所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	9	第1編 第2章	2.8	2.8.3 2.8.4	(2)動物 (2)キーワード	2.8.4の「ウ 人々の繋がりに」について、「(イ)地域が利用できる保全緑地」と記載がありますが、2.8.3では「敷地南側に緑地を確保することで、生息環境の維持・保全」との記載がございます。地域の利用と動物への留意は、どちらを優先すればよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
6	11	第1編 第2章	2.9	2.9.4	搬入及び来場者進入道路	「敷地南側の保全緑地へ進入は南側道路とする」とありますが、近隣住民が歩行及び車両で保全緑地にアクセスするためだけの道路と考えてよろしいでしょうか。	主に緊急用ですが、保全緑地を地域のお祭り等で開放する際に、資材搬入車両が直接乗り入れることも想定しております。
7	11 添付資料19	第1編 第2章	2.9	2.9.5	(2)用水	「事業用地内に新たに井戸を整備し、」との記載があり、添付資料19において汲み上げた地下水の水質分析結果を記載していただいておりますが、この汲み上げた地下水の下記の条件をご教示ください。 ①汲み上げた地下水が敷地のどのポイントですか。 ②汲み上げられる地下水の汲み上げ水位は何メートルですか。 ③汲み上げられる地下水の揚水量の上限はいくらですか。	①添付資料4の既設井戸の位置を参照してください。 ②地表面下30m ③最大158m ³ /日
8	12	第1編 第2章	2.9	2.9.5	(5)電話・通信	「インターネット設備については、ごみ処理システム・ネットワークへの接続を計画すること」との記載がございますが、同ネットワークへ接続するための指定機器(ルータなど)、指定の接続条件(セキュリティなど)をご教示ください。	添付資料10 札幌市環境局環境事業部 ごみ処理 システム・ネットワーク構成図を基に一般的に必要な機器等を見込んでください。
9	12	第1編 第2章	2.9	2.9.5	(7)共同溝	別途工事にて共同溝内に敷設する各工事の取り合い条件、共同構内の敷設に関わる条件(サイズ、配置・スペースに関わる事項等)をご教示願います。	質問No.156の回答を参考にしてください。
10	12	第1編 第2章	2.9	2.9.5	(7)共同溝	共同溝内に別途工事において敷設する配管類の支持材(配管ラック、支持鋼材等)も別途工事と考えてよろしいでしょうか。	熱導管については、お見込みのとおりですが、それ以外は事業者の所掌となります。
11	12	第1編 第2章	2.9	2.9.6	地中障害物	「一方、玉石については、一定程度の混入を見込むこと。」とありますが、工事に支障をきたすほどの量が発生した場合には、ご協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	13	第1編 第2章	1.1	1.1.2	設計・建設業務の概要(5)A 駐車場	施設運転要員用の駐車場について、使用料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。発生する場合は、金額をご教示願います。	発生しません。
13	14	第2編 第1章	1.1	1.1.3	建設事業者の業務概要(3)	「工事中の住民対応等の各種関連業務について手続に伴う費用負担を含め行うものとする。」とございますが、工事中の住民対応等の各種関連業務についての手続きとして、どのようなことを想定しておられますでしょうか。	住民からの苦情による防音、粉塵対策などを想定しています。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
14	14	第2編 第1章	1.1	1.1.3	建設事業者の業務概要 (5)エ	「また、電波障害については、障害が起きた場合でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、本市の要請に従い誠意をもって必要な協力や工事を行う。」とありますが、電波障害の工事が発生した場合は、別途精算していただけたらとの理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	14	第2編 第1章	1.1	1.1.3	建設事業者の業務概要 (5)エ	「電波障害については、障害が起きた場合でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、本市への要請に従い誠意をもって必要な協力や工事を行う。」との記載がありますが、上記に伴う電波障害に関する建設工事前の事前調査は建設事業者で行う必要はないものと考えてよろしいでしょうか。電波障害が発生した場合の検討費並びに対策費は市様のご負担と考えてよろしいですか。	電波障害に関する建設工事前の事前調査及び事後調査は費用負担を含め建設事業者で行ってください。なお、環境影響評価書での評価は実施済です。また、電波障害が発生した場合の検討費及び対策費は本市の負担とします。
16	14	第2編 第1章	1.1	1.1.3	建設事業者の業務概要 (5)コ	「法定資格者の配置で本施設の設計・建設業務期間中に必要な資格者を配置する」とありますが、管轄監督署の指示に基づき、法令上必要なタイミングで配置するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	14	第2編 第1章	1.1	1.1.3	建設事業者の業務概要 (5)シ	貴市が使用される机、ロッカー、パソコン等の備品等について、具体的な品目、台数をご教示願います。	本市で使用する備品は本市で調達します。
18	14	第2編 第1章	1.1	1.1.3	建設事業者の業務概要 (5)シ	貴市にて使用する備品等で、リース契約が一般的な機器(コピー機・パソコンなど)は運営事業者の所掌外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	14	第2編 第1章	1.1	1.1.3	建設事業者の業務概要 (5)シ	「また、備品、什器、物品、消耗品の補充や維持管理は運営事業者の責任とする」とありますが、貴市自らが購入し、貴市が使用される「備品、什器、物品、消耗品」の補充や維持管理は貴市にて実施されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	15	第2編 第1章	1.1	1.1.4	本市の業務概要 (3)	「本市は、本施設の建設期間における周辺住民等からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行う。」とありますが、対応に過度な工事が必要になった場合の工事費は別途清算いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	18	第2編 第1章	1.2	1.2.2	(5)計画ごみ質	紙類の単位体積重量をご教示願います。	測定を行っていないため、貴社の経験で設定してください。
22	18	第2編 第1章	1.2	1.2.2	(5)計画ごみ質	紙くず、木くずの単位体積重量をご教示願います。	測定を行っていないため、貴社の経験で設定してください。
23	18	第2編 第1章	1.2	1.2.2	(5)計画ごみ質	「表2-4 処理対象物(破碎施設)」を参考に個別設定すること。」とありますが、個別設定とは、この表の内容を考慮し、個別の可燃性大型ごみ、不燃性大型ごみ、燃やせないごみ、紙くず、木くず等をメーカーの経験と実績から設定すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	20	第2編 第1章	1.2	1.2.3	(1)ごみの搬入形態 表2-7	破碎施設での取扱い対象物の紙くず成形物搬出、木くず搬出が焼却施設に区分されていますが、破碎施設からの搬出としてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
25	20	第2編 第1章	1.2	1.2.3	(1)ごみの搬入形態 表2-7	焼却施設への搬入出車両として記載されています「紙くず成形物搬出」、「木くず搬出」に係る車両の種類は、破碎施設への搬入出車両という理解でよろしいでしょうか。	質問No.24の回答を参照してください。
26	20	第2編 第1章	1.2	1.2.3	(1)ごみの搬入形態 表2-7	自己搬入で、平ボディー車程度(最大10t)とありますが、乗用車以外の軽トラック、2t、4tトラック、10tトラックの搬入台数をご教示願います。	ご質問にある区分のデータは集計しておりませんので、貴社の経験から想定してください。
27	21	第2編 第1章	1.2	1.2.3	(2)搬入出回数(参考) 表2-8	搬入出社車両台数で計画搬入出車両(パッカー車)の台数が0になっていますが、最大日台数をご教示願います。	表2-8は、合計台数が最大の日の実績ですので、計画搬入出車両(パッカー車)の台数は0の場合があります。計画搬入出車両(パッカー車)の年間最大台数は、添付資料24を参照してください。なお、添付資料24の平成26年度の数値は改訂します。(改定後の添付資料をCDRで提供しますので、本件事業の事務局へ連絡ののち、来訪してください。)
28	21	第2編 第1章	1.2	1.2.3	(3)搬入・搬出車両の最大仕様	「表2-9 車両の最大仕様(現状)」について、搬出車両の全高の記載がありますが、積み込み重機の検討に、荷台高さ、積み込み高さをご教示ください。	貴社の経験で設定してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	20	第2編 第1章	1.2	1.2.3	(3)搬入・搬出車両の最大仕様	4tパッカー車におけるフルダンプ時の後輪センターからテールゲート端までの寸法をご教示願います。 また、各車両軌跡を確認するために、表2-9 車両の最大仕様(現状)にて空欄となっている最小回転半径(mm)をご教示願います。	4tパッカー車におけるフルダンプ時の後輪センターからテールゲート端までの寸法は、4,220mmです。 また、最小回転半径(mm)については、貴社の経験で設定してください。
30	22	第2編 第1章	1.2	1.2.3	(4)搬入・搬出日及び時間	「ア 市収集車」の収集日が月曜日から土曜日となっていますが、現在の収集日は月曜日から金曜日となっています。 本事業開始にあたり収集形態の変更をお考えなのか、ご教示願います。	月曜日から金曜日の誤りです。
31	25	第2編 第1章	1.2	1.2.8	(2)設備方式	「表 2-13 破碎施設の設備方式概要」の貯留・排出設備において、破碎残渣(可燃分)は緊急時に場外搬出となっていますが、当該業務は事業者の業務範囲外と理解し、鉄、アルミ、破碎残渣(不燃分)はホップ貯留後ヤードで保管となっていますが、事業者の業務範囲はホップからヤードまでの運搬および引き取り車両への積込までとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	25	第2編 第1章	1.2	1.2.9	余熱利用計画	豊平・南清掃事務所、保養センター駒岡には発電している場合のみ電力を供給し、発電していない場合は電力を供給しないと理解してよろしいでしょうか。発電していない場合でも電力の供給が必要な場合は、契約電力の基本料金および電気使用料金は市様との精算になると理解してよろしいでしょうか。	豊平・南清掃事務所および保養センター駒岡へは、蒸気タービンによる発電有無に関わらず電力を供給してください。後者について、この電力供給に係る費用は本事業の予定価格に含まれていますので、契約電力の基本料金及び電気使用料金についても見込んでください。
33	25	第2編 第1章	1.2	1.2.10	(1)燃焼物出口温度 (2)上記燃焼温度でのガス滞留時間	「(1)燃焼室出口温度 850℃以上(炉内燃焼温度900℃以上)」「(2)上記燃焼温度でのガス滞留時間 2秒以上」とありますが、ガス滞留時間2秒以上を維持する温度は850℃で計画することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	28	第2編 第1章	1.2	1.2.11	(3)騒音基準	要求水準書に示されている騒音基準値を遵守することを前提として、基準の詳細は「北海道公害防止条例」、「札幌市生活環境の確保に関する条例」の運用などを参考に以下として考えてよろしいでしょうか。 ①敷地境界上、1.2mの高さにおける騒音値とする。 ②当該施設からの発生音を規制値とし、現状の暗騒音は考慮しない。 ③非常用設備の発生音は考慮しない。	①お見込みのとおりです。 ②暗騒音(虫の鳴き声、蛙の鳴き声、風切り音、既存焼却施設からの影響等)は協議とします。 ③お見込みのとおりです。
35	29	第2編 第1章	1.5	1.5.1	(2)性能保証事項 表2-24	純度・回収率の試験におきまして、□10mmを通過する破砕物は、不燃物の扱いとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、測定方法は協議とします。
36	40	第2編 第1章	1.5	1.5.1	(2)性能保証事項 表2-24	「外表温度」の項目がありますが、蒸気配管等該当するものがなければ除外と考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	38	第2編 第1章	1.5	1.5.3	引渡性能試験 表2-23	炉体ケーシング温度について、80℃以下並びに室温+40℃以下とありますが、80℃もしくは室温+40℃の低い方との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	45	第2編 第1章	1.10	1.10.3	(3)瑕疵確認の基準	瑕疵確認の基準としてはア～カに示されておりますが、この基準による確認及び瑕疵期間完了時に確認するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、瑕疵期間完了日までに必要となった対策工事等までを完了させてください。
39	45	第2編 第1章	1.10	1.10.4	瑕疵判定及び補修 (2)火格子部品 ア(ア)	火格子及び関連部品の重量の減少量が当初測定重量に対して12%を超えた場合、とありますが、瑕疵担保期間においてローテーションを行うことが可能と認識してよろしいでしょうか。また、減少量については、事業者の技術的、運営的ノウハウを活用し、貴市と協議の上、別途定めることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
40	46	第2編 第1章	1.10	1.10.4	瑕疵判定及び補修 (6)ろ過式集じん器のろ布	焼却施設のバグフィルタの判定基準と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	48	第2編 第1章	1.11	1.11.3	設計の準拠図書類 (1)ウ	設計の準拠図書類契約図書として「その他本市の指示するもの」とありますが、契約に必要な準拠図書類について、明確なご指定をお願いいたします。	現在のところは特にありませんが、基本設計及び実施設計の過程において実施設計図書等に入れ込んでいただく書類が生じることを想定し、本項目を記載しております。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
42	49	第2編 第1章	第1章	1.12.3	環境保全 (1)	「建設事業者は、環境関連法令を遵守するとともに、その責任において周辺環境を考慮し、環境の保全に十分配慮する。建設廃棄物は、適切にリサイクルや処分を行う。」とのご指示があります。 工事中の騒音、振動については、騒音規制法、振動規制法による特定建設作業の基準(騒音85dB、振動75dB)を遵守すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	環境影響評価の予測評価内容より、特定建設作業騒音の基準値を遵守してください。
43	50	第2編 第1章	1.12	1.12.4	寒冷地対策 (6)	「多湿雰囲気にあるごみピット等への冷気流入や内外の気温差による結露防止のための処置を施すこと」とありますが、居室以外の各室(プラントホーム、ごみピット、炉室等)について、結露防止策を施す室を具体的にご指示願います。	詳細は事業者の提案によるものとします。プラント用途の室においてはホップ・ステージや炉室廻りについて、何らかの処置が必要という考えで記載しています。
44	50	第2編 第1章	1.12	1.12.4	寒冷地対策 (9)	「建築物の壁や屋根等には断熱材を使用し、防寒・結露対策を講じること」とありますが、居室以外の各室(プラントホーム、ごみピット、炉室等)について、防寒・結露防止策を施す室を具体的にご指示願います。また断熱性能について具体的な要求値がございましたら、ご指示願います。	質問No.43の回答を参照してください。
45	50	第2編 第1章	1.12.6	(1)	別途関連する工事との調整	別途工事につきまして、受注者は直接の取引関係になく、別途工事業者に対し指示することができないため、別途工事と建設事業の調整については、発注者が主体となって行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、関係者が出席する合同調整会議等において調整を行うことも想定してください。
46	50	第2編 第1章	1.12	1.12.6	別途関連する工事との調整	周辺道路整備工事について、市様にて把握されている工事内容と時期をご指示願います。	事業用地周辺道路について、道路改良工事及び舗装路面改良工事を予定しております。電力引込工事および都市ガス引込工事との工事時期調整が必要なことから、現時点で明確な時期は回答できません。
47	52	第2編 第1章	1.12	1.12.13	仮設工事 (5)	現場事務所の仕様において、コピー機等のOA機器、固定電話やインターネット環境等は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
48	52	第2編 第1章	1.12	1.12.13	仮設工事 (7)ア	「仮囲いは、別途工事の敷地造成工事及び雨水調整池工事で使用したものを引き継ぎしてもよい」とあります。 ①別途工事で架設する仮囲い設置範囲について、ご提示願います。 ②出入口ゲートの流用可否についてご指示願います。	①添付資料29の仮設計画平面図を参照してください。 (添付資料29をCDRで提供しますので、本件事業の事務局へ連絡ののち、来訪してください。) ②出入口ゲートも流用可能です。
49	52	第2編 第1章	1.12	1.12.13	仮設工事 (7)ア	「仮囲いは、別途工事の敷地造成工事及び雨水調整池整備工事で使用したものを引き継ぎ使用してもよい」とのことですが、別途工事で仮囲いを設置する範囲の計画がございましたらご指示願います。	質問No.48の回答を参照して下さい。
50	52	第2編 第1章	1.12	1.12.13	仮設工事 (7)	仮囲いは、別途工事の敷地造成工事及び雨水調整池整備工事で使用したものを引き継ぎ使用してもよいとありますが、市様にて想定されている整備範囲及び仮囲いの仕様をご指示願います。	質問No.48の回答を参照して下さい。
51	53	第2編 第1章	1.12	1.12.16	家屋等調査	「工事区域から20mの範囲に存在する家屋等について、騒音調査・振動調査・家屋調査を行うこと。」とありますが、20m範囲にある家屋の件数等、調査対象はどの程度を想定されているかご指示願います。	要求水準書のとおりとします。
52	54	第2編 第2章	2.1	2.1.1	歩廊・階段・点検床等 (6)	中間バーを支柱貫通とすると支柱の強度が不利になります。支柱貫通せずに、鋼管へ直接溶接する構造でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、溶接接合を認めるものとします。但し、中間バー(中棧)を支柱側面に溶接接合する場合、中間バーの端部は面取りを行うものとしてください。
53	56	第2編 第2章	2.1	2.1.7	火災対策	本施設での火災予防、延焼防止対策として、消防関係法及び所轄消防署の指導に基づき、消防設備を整備することとありますが、所轄消防署との事前協議を行うことは可能でしょうか。	事業者の判断によります。
54	56	第2編 第2章	2.1	2.1.7	火災対策	所轄消防署との協議が不可の場合、消防関係法及び要求水準書に記載の消防設備のみ見積対象とし、所轄消防署からの指導事項に関わる消防設備は別途工事または内容協議の上、追加精算対象と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
55	56	第2編 第2章	2.1	2.1.7	火災対策	「油を使用する室の電気配線の措置は、所轄消防署と十分協議し、関係法令に規定された防爆構造とすること。」とありますが、揮発性がない場合など、関係法令に準拠していれば必ずしも防爆構造にする必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、所轄消防署と十分協議は行ってください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
56	57	第2編 第2章	2.1	2.1.8	地震対策 (3)	「耐震安全性の分類は、構造体はⅡ類(重要度係数を1.25)」とありますが、構造体の耐震安全性の設定については、工場棟、管理棟の構造体はⅡ類とし、それ以外の付属棟については、事業者にて決定することによろしいでしょうか。	工場棟や管理棟に動線及び施設機能が直接接続していない建築物については、お見込みのとおり計画するものとしてください。
57	58	第2編 第2章	2.1	2.1.8	地震対策 (17)	地震における天井被害や落下防止のための振れ止めブレースの設置要求がありますが、適用範囲は不特定多数が集まる多目的ルーム1・2、市民が利用する会議室、見学者エリア等(管理諸室除く)と考えてよろしいでしょうか。	見学者などの不特定多数の人が使用する部分を想定しています。
58	58	第2編 第2章	2.1	2.1.8	地震対策 (21)	「配管を埋設する場合、施設の機能に影響する配管については、配管ピットや配管トレンチ内に配置し、地震による損傷が生じない設計とすること。」と記載がありますが、「施設の機能」の定義が曖昧です。直接、プラント性能に關係の無い雨水排水管、生活給排水管、消火設備管等については対象外と考えてよろしいでしょうか。	設計協議事項とします。
59	58 192	第2編 第2章 ・ 第5章	2.1 5.4	2.1.10 5.4.2	居室騒音基準(1) 空調設備工事(4)	「焼却施設の屋内機器に起因する居室騒音の設計基準値」が記載されていますが、空調設備工事の要求水準には「空調室内機は、電気関連諸室などの床置きを除いて、天井カセット型を基本とし、・・・」との記載がございます。「中央制御室(PNC50)」並びに「各種事務室、休憩室(PNC45)」を厳守する為には、天井カセット型の空調室内機では困難と考えます。このため、要求水準書に記載されている「居室騒音の設計基準値」はあくまで目標値とし、同室の空調室内機は天井カセット型を計画することを優先しても宜しいでしょうか。	中央制御室については、PNC50を満足する計画としてください。各種事務室、休憩室については、ご質問のとおり計画してください。
60	60	第2編 第2章	2.2	2.2.1	ごみ計量機 (5)ウ	「・・・既存の本市各清掃工場におけるシステムとの互換性を確保できるシステムとすること。なお、設計協議時に詳細検討を行う。」とありますが、互換性を検討するために既存システムをご教示願います。	添付資料10 札幌市環境局環境事業部 ごみ処理 システム・ネットワーク構成図のとおりです。
61	61	第2編 第2章	2.2	2.2.2	プラットホーム (6)ウ	「ウ 床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置すること」とありますが、これは、「P63、2.2.4ごみ投入扉、シ」に記載のプラットホーム用洗剤放水銃と同一のものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。放水銃を設置してください。
62	61 63	第2編 第2章	2.2	2.2.2	プラットホーム (6)ウ ごみ投入扉 (6)シ	P.61に「ウ プラットホームには、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置すること」とあり、P.63に「シ プラットホーム床洗い用放水銃を設置すること。(場所、数量は提案とする)」とありますが、床洗浄方法、洗浄装置は、事業者にて選定してよろしいでしょうか。	質問No.61の回答を参照してください。
63	63	第2編 第2章	2.2	2.2.4	ごみ投入扉 (5)シ	「プラットホーム床洗い用放水銃を設置すること。」と記載がありますが、61頁2.2.2プラットホームに記載の「床面清掃用の高圧洗浄装置」と同じものと理解してよろしいでしょうか。	質問No.61の回答を参照してください。
64	63	第2編 第2章	2.2	2.2.4	ごみ投入扉 (3)ア	開閉時間5秒以内とありますが、プラットホーム出入口の臭気対策を万全とすることを条件に「10秒以内」に変更させていただけないでしょうか。観音扉式は速度を上げることが難しく、15秒以内または10秒以内の仕様が一般的です。扉の動作速度を遅くすることにより発停時の慣性力が小さくなり、故障リスクの軽減が可能となります。	要求水準書のとおりとします。
65	65	第2編 第2章	2.2	2.2.6	ごみピット (5)サ	「ごみピット上部の高所に取り付けられる照明器具は安全に交換できる構造とすること。キャットウォークを設置することが望ましいが同等のメンテナンスが焼却炉の運転・稼働期間中にも必要時に可能となる場合はこの限りではない」とありますが、クレーン本体の歩廊から安全に照明が交換できる場合は、キャットウォークは設置不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
66	65	第2編 第2章	2.2	2.2.6	ごみピット (5)セ	排煙装置は比較的古い施設では設置しておりましたが、煙や臭気が近隣に排気されることから、近年は設置されないケースがほとんどです。周辺環境に配慮して、排煙装置はせず、押込送風機で吸引して対処することでもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
67	65	第2編 第2章	2.2	2.2.6	ごみピット (5)セ	「火災発生対応時への対応として、排煙装置を自主設置するものとする。排煙口はごみピット屋根に設け、ファンにより上部から煙を排出する構造とする。…」との記載がありますが、建築基準法などで規定されている「排煙設備」ではなく、既存の駒岡清掃工場と同様に、排煙装置としてルーフファンを設置することでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
68	65	第2編 第2章	2.2	2.2.6	ごみピット (5)ソ	「ソ 泡消火設備を設置すること」とありますが、泡消火設備とは、化学石油ブランド等で用いられる高発泡消火装置ではなく、一般的な泡消火設備(低発泡消火装置)を指すとの解釈でよろしいでしょうか。	消火機能を満足できれば形式は問いません。
69	67	第2編 第2章	2.2	2.2.7	ごみクレーン (5)ス	「ス ごみクレーン制御盤は操作室に据付すること」と記載ありますが、P192の5.4.2(3)に「電気関係諸室は、原則としてパッケージ形冷房専用とし」と記載があります。ごみクレーン制御盤と操作室の空調管理が異なることから、別室として計画してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	68	第2編 第2章	2.2	2.2.10	ごみピット自動窓拭き装置 (6)オ	「ごみクレーン操作窓用と見学者窓用は、それぞれ単独に設置すること」とありますが、ごみクレーン操作窓と見学者窓が近く、連続して清掃する方が良い場合には、共通としても良いでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。その際、クレーン操作員の運転中の障害にならない計画とするよう留意してください。
71	68	第2編 第2章	2.2	2.2.10	ごみピット自動窓拭き装置 (6)オ	「ごみクレーン操作窓用と見学者窓用は、それぞれ単独に設置すること。」と記載がありますが、隣接して見学者窓を設置する場合は兼用としてよろしいでしょうか。	質問No.70の回答を参照してください。
72	70	第2編 第2章	2.3	2.3.1	ごみホッパ (5)ケ	ホッパに散水設備を必要数設けること。とありますが、その用途は、発じん防止との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	75	第2編 第2章	2.4	2.4.1	ボイラ本体 (5)イ	「ボイラ各部の設計は、電気事業法・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び厚生労働省鋼製ボイラ構造規格及び JIS 等の規格・基準に適合すること。」とありますが、当該ボイラは発電用ボイラとなるため、「ボイラ各部の設計は、電気事業法・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び JIS 等の規格・基準に適合すること。」(厚生労働省鋼製ボイラ構造規格は適合範囲外)と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
74	81	第2編 第2章	2.4	2.4.14	空冷式蒸気復水器 (5)シ	「シ 空気抽気器は、起動用、運転用及び空気抽気器用復水器等で構成し、…」とありますが、別の方式を採用することは可能でしょうか。	設計での協議を可とします。
75	83	第2編 第2章	2.4	2.4.17	純水装置 (5)ア	「1日当たりの純水製造量は、全ボイラ最大蒸発量時において24 時間以内に満水保缶できる容量とすること。」とありますが、純水装置の時間当たりの能力は、設備能力に余裕を持つために、「全ボイラ最大蒸発量時の補給水量」+「ボイラが空の状態から24 時間以内に満水保缶できる容量」の合計との解釈でよろしいでしょうか。	時間当たりの能力についての要求事項は要求水準書記載のとおりですが、ご質問にある考え方についても提案を可とします。なお、「全ボイラ最大蒸発量時において24時間以内に満水保缶できる容量」は、ご質問のとおり、「ボイラが空の状態から24時間以内に満水保缶できる容量」と解釈してください。
76	88	第2編 第2章	2.5	2.5.3	有害ガス除去装置 (5)オ	薬剤貯留槽内のブリッジ対策について3種類の記載がありますが、方式は事業者提案との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	88	第2編 第2章	2.5	2.5.3	有害ガス除去装置 (5)キ	特記事項に「キ 供給配管については、閉塞しないように材質、構造に配慮し、配管途中での分岐、連結はしないこと。」「ク ノズルは停止時の熟損耗防止、排ガス遮断に配慮すること。」とありますが、「プロアから吹き込みノズルまへ輸送配管も含め完全独立で2系列とした上で、ノズル近傍に自動弁にて煙道と遮断するように」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	88	第2編 第2章	2.5	2.5.3	有害ガス除去装置 (5)ク	薬剤供給装置(プロア)は炉毎に予備機を設け交互運転とすること。とありますが、故障の少ない機器のため、メンテナンス費削減のためにも、2炉で共通予備機とする提案をしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
79	88	第2編 第2章	2.5	2.5.4	ダイオキシン類除去装置 (5)エ	薬剤貯留槽内のブリッジ対策について3種類の記載がありますが、方式は事業者提案との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	88	第2編 第2章	2.5	2.5.4	ダイオキシン類除去装置 (5)キ	薬剤供給装置(プロア)は炉毎に予備機を設け交互運転とすること。とありますが、故障の少ない機器のため、メンテナンス費削減のためにも、2炉で共通予備機とする提案をしてもよろしいでしょうか。また消石灰用と兼用する認識でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
81	88	第2編 第2章	2.5	2.5.4	ダイオキシン類除去装置	薬剤輸送管は、消石灰と兼用する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	90	第2編 第2章	2.6	2.6.1	余熱利用計画	豊平・南清掃事務所、保養センター駒岡の消費電力について、下記の事項をご教示願います。 ①最大消費電力 ②平均消費電力 ③最小消費電力	個別のデータは計測していないため、添付資料 28 豊平・南清掃事務所および保養センター駒岡の消費電力量(平成 30 年度実績)を基に想定してください。
83	90 添付資料4	第2編 第2章	2.6	2.6.1	余熱利用計画	余熱利用計画において、場外へ供給する高温水や温水について、下記の系統へ供給するポンプは事業者側の工事と考えていますが、それに対する「その熱源水の取り合い点における供給圧力」をご教示ください。 ①地域熱供給事業者(保養センター駒岡含む) ②保養センター駒岡ロードヒーティング	①1.57MPa程度とお考えください。 ②設計協議事項とします。
84	90	第2編 第2章	2.6	2.6.1	余熱利用計画表2-26	要求水準書(案)に記載されており、今回は記載のない真駒内駒岡団地ロードヒーティング等について、将来の供給予定はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	90	第2編 第2章	2.6	2.6.1	余熱利用計画表2-26	各場外余熱利用量が示されていますが、実際の利用においては変動があるものと思います。蒸気利用の検討のため、実績データなどの変動(月毎、日毎、時間毎等)のわかるデータをご提示願います。	添付資料30をCDRで提供しますので、本件事業の事務局へ連絡ののち、来訪してください。
86	90	第2編 第2章	2.6	2.6.1	余熱利用計画表2-26	豊平・南清掃事務所および保養センター駒岡への電力供給がありますが、 ① 電力の供給量は、「添付資料28 豊平・南清掃事務所および保養センター駒岡の消費電力量(平成30年度実績)」にご提示の消費電力量分を24時間平均で見込めばよろしいでしょうか。 ② これらの施設への電力供給は、5月2日～5月29日の全炉停止期間中も必要でしょうか。全炉停止期間中も電力供給が必要な場合、これら施設への供給電力量を見込んだうえで契約電力を設定すればよろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
87	92	第2編 第2章	2.6	2.6.7	場内・場外余熱利用設備(7)ア	場内ロードヒーティング設備の対象に「計量機ビット」との記載がありますが、計量機廻りと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
88	92 93 添付資料4	第2編 第2章	2.6	2.6.7 2.6.9	場内・場外余熱利用設備 場外余熱利用設備 インフラ設備取合い点	熱電管、電線類を「別途敷設を行うことができるように施設内及び敷地内経路等は確保しておくこと」と記載がありますが、敷地内の経路を確保しておくことは、添付資料4における共同溝と焼却施設建屋間に埋設管路、配管トレンチを本工事で設置するものと考えてよろしいでしょうか。また、その場合に管路、トレンチの要求仕様があればご教示願います。	お見込みのとおりです。仕様は設計協議とします。
89	93	第2編 第2章	2.6	2.6.9	場外余熱利用設備(2)	「別途敷設を行うことができるように施設内及び敷地内の経路等は確保しておくこと」とありますが、施設内及び敷地内埋設部は空配管、共同溝内はスペース対応と考えてよろしいでしょうか。また、予備配管は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。予備配管は考慮してください。
90	98	第2編 第2章	2.7	2.7.9	煙突(5)	煙突の特記仕様「カ」に、「外筒内に内筒を周回する階段(原則、折り返し階段とする。60cm手摺付階段。)を煙突頂部まで設け」とありますが、外筒内側に沿って内筒を周回する階段を提案してよろしいでしょうか。 内筒が4基ある関係で、折り返し階段とするよりも、外筒内側に沿って内筒を周回する階段とする方が、外筒をコンパクトにすることが可能です。	「外筒内に内筒を周回する階段、もしくは折り返し階段を煙突頂部まで設け」に改めて、外筒内側に沿って内筒を周回する階段の提案を認めるものとします。また、階段手摺の高さは、内筒側に対して120cm以上を確保するようにしてください。
91	99	第2編 第2章	2.7	2.7.9	煙突(5)	煙突の特記仕様「タ」に、「中光度航空障害灯を設ける」とありますが、国土交通省航空灯火・電気技術室「航空障害灯／昼間標識の設置等に関する解説・実施要領」により、煙突幅が煙突高さの1/10より大きい場合、建築物と同じ扱いとなり、紅白塗装及び昼間用中光度航空障害灯を省略することが可能です。煙突幅を煙突高さの1/10より大きくし、中光度航空障害灯を省略する提案を行って宜しいでしょうか。実績も複数ございます。	提案を可とします。
92	100	第2編 第2章	2.8	2.8.1	灰冷却装置(5)キ	サンプリングが可能となるよう計画することとありますが、サンプリング箇所はどこを想定されているかご教授ください。	提案とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
93	102	第2編 第2章	2.8	2.8.4	灰ピット (5)エ	照明器具保守用キャットウォーク設置の要求が明記ありませんが、ごみピットに準ずると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	107	第2編 第2章	2.9	2.9.1	給水設備 共通事項 (9)	生活用水受水槽の有効容量は、必要な量の7日分以上となる容量を確保と記載がありますが、必要な量とは断水等の緊急時においても水利用の制限は行わず、通常営業可能な量と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	107	第2編 第2章	2.9	2.9.1	給水設備 共通事項 (11)	「(11)生活用水、プラント用水、再利用水等の各高架水槽の容量は、最大使用量の4時間分以上を確保し、万が一のトラブルにおいて高架水槽への給水が断たれた場合に備えること。」とありますが、機器冷却水高架水槽については、最大使用量＝循環水量とした場合水槽容量が膨大になり、建屋への影響が甚大となります。機器冷却水高架水槽については、停電等により揚水ポンプが停止しても機器の損傷を防止する容量を確保する条件とし、事業者側にて決定することでよろしいでしょうか。もしくは、条件の緩和をしていただきますようお願いいたします。	要求水準書のとおりとします。
96	110	第2編 第2章	2.10	2.10.1	排水処理設備 共通事項 (18)	排水処理設備の共通事項に「雨水排水(構内雨水及び再利用できない余剰雨水)は、構内雨水集排水設備(幹線)から雨水貯留槽の取り合い点に接続する」とありますが、調整池の取り合い点に接続すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	117	第2編 第3章	3.2	3.2.2	プラントホーム (5)ア	「面積(有効)【4500～5000】m2」とありますが、プラントホームの面積に算定できるのは、特記事項に記載の有効高さ9.0m以上を確保している範囲で、プラントホーム監視室、搬入指導員控室、自己搬入車両用受付貯留ヤードの便所、作業員控室等の居室関係、その他貯留ヤード、刈草ヤード、および各機械周り、ホッパを除いた範囲との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	117	第2編 第3章	3.2	3.2.2	プラントホーム (6)ウ	「有効高さは9.0m以上(プラントホーム床面からキャットウォーク及び照明まで)を確保すること」とありますが、プラントホームは収集車がダンピングしながら移動、荷下ろしなどを行うため9m以上を確保し、プラントホーム受入エリア以外のストックヤード、受入ごみ荷下ろし後の出口車路については、必要な高さを確保するとの解釈でよろしいでしょうか。適切かつ必要な高さとすることにより、作業動線、車両動線などの配置の最適化、上部空間の効率的利用、建屋高さの低減、見学しやすい見学者通路の確保などが可能となります。	要求水準書のとおりとします。
99	117	第2編 第3章	3.2	3.2.2	プラントホーム (6)キ	プラントホームの荷卸し・展開スペース及び必要箇所に自動放水銃を設けるとありますが、ごみピットと同様の放水銃ではなく、放水銃以外の採用も可能と考えてよろしいでしょうか。また、放水銃に限定する場合は、その仕様は事業者側にて提案させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	自動放水銃と同等以上の機能を持つ機器類(複数種の組み合わせでも可)であれば提案を可とします。なお、設計段階において比較検討し、取り扱いを定めるものとします。
100	117	第2編 第3章	3.2	3.2.2	プラントホーム (6)キ	「…消火用の自動放水銃を設け、温度設定により自動的に放水運転可能とすること。」と記載されていますが、消火設備はスプリンクラー等の固定式を必要数設置としてもよろしいでしょうか。	質問No.99の回答を参照してください。
101	119	第2編 第3章	3.2	3.2.5	自己搬入車両用受入貯留 ヤード (5)キ	「刈草(平ボディ車)の受入があるため留意すること」とありますが、搬入された刈草は破砕処理するものと考えてよろしいでしょうか。	刈草は破砕処理する必要はないのですが、焼却施設で荷下ろしに時間がかかり、他の自己搬入者を待たせることから破砕施設で荷下ろしするものです。系統としてはせん断破砕ラインで焼却施設へ移送するものです。
102	119	第2編 第3章	3.2	3.2.5	自己搬入車両用受入貯留 ヤード (5)キ	「刈草(平ボディ車)の受入があるため留意すること」とありますが、搬入量をご教示願います。また、搬入車両は最大10t車での搬入があるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細なごみ種毎の搬入量データは計測しておりません。搬入車両は10t車での搬入も想定してください。
103	119	第2編 第3章	3.2	3.2.5	自己搬入車両用受入貯留 ヤード (5)キ	「刈草(平ボディ車)の受入があるため留意すること」とありますが、破砕の有無等の処理方法は事業者にて決定してよろしいでしょうか。	質問No.101の回答を参照してください。
104	119 130～ 132	第2編 第3章	3.2 3.6	3.2.5 3.6.3 3.6.5 3.6.7	自己搬入車両用受入貯留 ヤード 鉄類貯留ヤード アルミ貯留ヤード 不燃物貯留ヤード	以下のヤードについて、必要貯留量または必要面積をご教示願います。 ①自己搬入車両用受入貯留ヤード ②鉄類貯留ヤード ③アルミ貯留ヤード ④不燃物貯留ヤード	提案とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
105	130	第2編 第3章	3.6	—	搬出・貯留設備	「貯留ホッパの容量は…一律25～30m ³ 程度で計画すること。なお、鉄類やアルミ類等の重量物については、貯留ホッパ内を2室に区分する。」とありますが、2室にする場合、1室は12.5～15m ³ 程度との理解でよろしいでしょうか。	提案とします。
106	130	第2編 第3章	3.6	—	搬出・貯留設備	「鉄類、アルミ類、不燃物については、貯留ホッパのほか、プラットホーム内に貯留ヤードを設ける。」とありますが、プラットホーム内に限らず、1階レベルで効率的な運用ができる場所への設置を提案することは可能でしょうか。	プラットホーム内の設置を基本としますが、提案を可とします。
107	130	第2編 第3章	3.6	—	搬出・貯留設備	「貯留ホッパに一定量貯留した後に運搬車両で貯留ヤードへ搬送」とありますが、搬送手段は運搬車両に限定ではなく、重機での搬送でもよいと考えてよろしいでしょうか。	環境面や安全面を確保できる前提で提案を可とします。
108	130	第2編 第3章	3.6	—	搬出・貯留設備	各ホッパのゲート操作方式が【自動、現場手動】となっていますが、安全面を考慮し【現場手動】のみとさせて頂いてもよろしいでしょうか。誤検知による誤作動の防止や、現場での確実な積込みを行うため、作業員が目視によりホッパ開閉することを推奨します。	要求水準書のとおりとします。
109	130	第2編 第3章	3.6	—	搬出・貯留設備	鉄貯留ホッパやアルミ貯留ホッパにて貯留ホッパ内を2室に区分するとありますが、2室に区分する場合は設置数1基と考え、2基設置する場合は、ホッパ室内を区分する必要は無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	132	第2編 第3章	3.6	3.6.8	その他貯留ヤード 表2-29	貯留対象物の種類にある「小型家電」は、小型家電を更に何種類かに分ける、コードを切断する、充電池を取外す等の選別・除去作業をすることなく、搬入荷姿のまま貯留するのみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	132	第2編 第3章	3.6	3.6.8	その他貯留ヤード 表2-29	貯留物の種類にある「小型家電」について、小型家電を更に何種類かに分ける、コードを切断する、充電池を取り外す等の選別・除去作業をすることなく、搬入荷姿のまま貯留するのみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	132	第2編 第3章	3.6	3.6.8	その他貯留ヤード 表2-29	スプリングマットレスの解体作業スペースは、「解体前スペース(20㎡以上)」に含まれていると理解してよろしいでしょうか。含まれない場合、解体作業場として必要なスペースをご教授願います。	「解体前スペース(20㎡以上)」に含みません。解体作業に必要なスペースは提案によります。
113	139	第2編 第3章	3.10	3.10.5	場内設備機器説明板 (5)イ	蒸気タービン発電機及び太陽光 発電設備の発電出力、発電電気積算量、売電量、場内消費量等の表示装置を設けること。とありますが、焼却施設、管理棟に設けていれば破砕施設には不要と考えてよろしいですか。	提案とします。
114	139	第2編 第3章	3.10	3.10.7	その他設備 (3)	展示に使用するディスプレイは、65インチ以上、4K以上の薄型パネルとすること。とありますが、見学通路内で環境保全について映像で紹介する場合は65インチ以上、4K以上とし、それ以外については、提案・演出の内容によって任意のサイズのディスプレイの採用も可能と考えてよいでしょうか。	提案とします。
115	140 添付資料4	第2編 第4章	4.1	4.1.1	電気設備 計画概要(2) インフラ設備取合い点	受変電設備について、「焼却施設に屋内開閉所を設けるものとし、電力事業者との責任分界点を開閉器として計画する。」と記載があります。一方、添付資料4では電気(受電)取合い点は進入路北側に位置しています。電気事業者との取合い点は、140頁に記載のとおり焼却施設内屋内開閉所とし、取合い点までの地中引込管路は本工事も掌、配線は電力事業者所掌と考えてよろしいでしょうか。	添付資料4の電気取合い点は引込み点の誤りです。取合い点はお見込みのとおりです。
116	141 195	第2編 第4章 第2編 第5章	4.1 5.5	4.1.2 5.5.2	電気方式(4)カ 動力設備 (2)	「高圧変圧器二次側低圧幹線は、原則としてバスダクト方式とすること。」とありますが、5.5.2動力設備(2)では、「各制御盤、電灯分電盤にケーブル配線を行うことを原則とすること」とあります。建築電気設備の幹線については、ケーブル配線と考えてよろしいでしょうか。	設計協議事項とします。
117	141	第2編 第4章	4.1	4.1.2	電気方式 (4)カ	破砕設備については小規模設備のため、高圧変圧器二次側低圧幹線は、バスダクト方式ではなく、幹線距離を短縮させ省スペース化を図るため、バスバー方式とし、高圧変圧器盤を含むキュービクル内に幹線を設置する方式としてよろしいでしょうか。	設計協議事項とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
118	141	第2編 第4章	4.1	4.1.3	特別高圧受変電・送電設備 (1)ガス絶縁開閉装置	本設備は、電力事業者と協議を行い送電系統との連系に適した機器を構成し受変電室に設置とありますが、ガス絶縁開閉装置(C-GIS)は屋外でなく屋内の受変電室に設置し受電することよろしいでしょうか。過去に、敷地境界から50m程度の位置にガス絶縁開閉装置を設置するよう電力会社から指示があり、ガス絶縁開閉装置を屋外に設置した事例があります。電力会社との事前協議において、ガス絶縁開閉装置の屋内設置に関し、許可は得られておりますでしょうか。	電力事業者と協議中です。
119	143	第2編 第4章	4.1	4.1.4	高圧受配変電設備 (3)高圧配電盤 オ(エ)	「常用-非常用母線連絡遮断器盤は、系統復電時、非常用発電機を本遮断器により系統と瞬時並列運転を行って、非常用負荷を停電させることなく正常状態に復帰させること。」とありますが、非常用母線連絡遮断器盤の代わりに特別高圧変圧器の二次側に設置予定の高圧引込盤内の同期用遮断器(52S)にて同様の機能を満足すればよろしいでしょうか。	設計協議事項とします。
120	145	第2編 第4章	4.1	4.1.6	低圧配電設備	破碎設備において、省スペース化、コンパクト化、維持管理費用の削減を図るため、低圧配電設備は変圧器盤と共用したのとしてもよろしいでしょうか。	設計協議事項とします。
121	145	第2編 第4章	4.1	4.1.6	低圧配電設備 (1)低圧動力主幹盤 オ(イ)	「低圧配電盤は原則としてロードセンター方式」とありますが、破碎設備において、省スペース化、コンパクト化、維持管理費用の削減を図るため、低圧配電盤は変圧器盤と共用したのとしてもよろしいでしょうか。	設計協議事項とします。
122	146	第2編 第4章	4.1	4.1.6	低圧配電設備 (2)照明主幹盤	破碎設備において、省スペース化、コンパクト化、維持管理費用の削減を図るため、照明主幹盤は変圧器盤と共用したのとしてもよろしいでしょうか。	設計協議事項とします。
123	146	第2編 第4章	4.1	4.1.7	動力配電設備 (1)一般事項 キ	「力率調整は極力低圧負荷で行うものとする」とありますが、142ページ4.1.4高圧受配変電設備では進相コンデンサ盤の記載がございます。力率改善用コンデンサは高圧側に設置することとし、個々の動力制御盤には設けないこととしてよろしいでしょうか。	設計協議事項とします。
124	147	第2編 第4章	4.1	4.1.7	動力配電設備 (3)インバータ制御盤	破碎設備について、動力制御盤へ各負荷を、極力、プラントの系統毎に配分するため、インバータ制御装置のみを集約せず(インバータ制御盤を設置せず)、インバータ制御装置もプラントの系統毎に動力制御盤へ設置することは可能でしょうか。	設計協議事項とします。
125	147	第2編 第4章	4.1	4.1.7	動力配電設備 (4)低圧動力制御盤 ウ	主要機器に「(収納機器1ユニットにつき)」とありますが、その記述の主旨についてご教示ください。	収納機器はコントロールセンター方式を想定しています。
126	147	第2編 第4章	4.1	4.1.7	動力配電設備 (4)低圧動力制御盤 エ(ウ)	「主回路断路部は、電源側、負荷側とも完全自動連結を行い、引出し操作を容易にすること。」との記載がありますが、盤形式にて「鋼板製屋内自立閉鎖形」とありますので、この記載は、該当しないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
127	148	第2編 第4章	4.1	4.1.7	動力配電設備 (6)現場操作盤 エ(エ)	「停止スイッチはオフロック付きとすること。」とありますが、本方式はメンテナンス時等に制御回路でロックをかけるものと思われ、メンテナンス時は、制御回路でのロックではなく、ブレーカの遮断により確実に動力回路を遮断する運用の方が安全と思われ、つきましては、停止スイッチはオフロック付きではなく、平形押ボタンとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
128	149	第2編 第4章	4.1	4.1.9	非常用発電設備	非常用発電機の数量、容量、形式は、複数台設置の場合、その用途、運用にあわせて最適なものを事業者提案としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
129	149	第2編 第4章	4.1	4.1.9	非常用発電設備	「非常用電源設備は…排熱の有効利用を推進する。」と記載がありますが、CGSの電力および蒸気を本施設で利用する場合、発電効率の算出方法についてご提示願います。	CGSの発電電力を含む場合と含まない場合の電力収支を把握したいため、第15号2-1(別紙1)を第15号2-1(別紙1-1)と第15号2-1(別紙1-2)に分割します。 (改訂後の様式はホームページで公表します。) 第15号2-1(別紙1-1)ではCGSの発電電力、消費電力等を除外して記載してください(蒸気や廃熱等、どうしても分割できないものはやむを得ないものとします)。発電効率、エネルギー回収率等、全ての計算はCGSの発電電力、消費電力を含めずに計算してください。 第15号2-1(別紙1-2)ではCGSの発電電力量を含めて記載してください。この様式では発電効率、エネルギー回収率の計算を求めません。 また、本様式と関連する様式集(Word版)様式第15号-2-1「高効率なエネルギー回収」に示す「発電効率」、「発電電力量」、「消費電力量」、「売電(余剰電力量)」、「買電電力量」の表には、第15号2-1(別紙1-1)の場合の数値を記載してください。表の部分の評価は第15号2-1(別紙1-1)に基づき行います。また、入札説明書P.22に示す提出図書について、(5)施設計画図書 イ設計基本数値 (a)焼却施設関連 ①施設計画基本数値 (i)物質収支の蒸気・復水系統では、「CGS稼働時」と「CGS停止時」をそれぞれ示してください。
130	149	第2編 第4章	4.1	4.1.9	非常用発電設備	「非常用電源設備は、非常用発電装置を兼ねたCGSを計画し、CGSで発電した電力を場内の消費電力の一部に充てることで、ごみ(バイオマス)を原料とした蒸気タービン発電機由来の売電電力量の増強を図る」とありますが、本記載を具体的な運用として解釈すると、「CGSの発電出力については、場内の消費電力の内、FITの認定発電設備(焼却施設のプラント動力)以外の消費電力を上限とする」との理解でよろしいでしょうか。 CGSが非FITの消費電力を超え、FITの認定発電設備の消費電力の一部を賅うような運転を行った場合、バイオマス由来の高単価の逆潮電気に、非バイオマス由来の電力が混入する形になり、逆潮電力全量をごみ(バイオマス)を原料とした高価値の電力と解釈されない懸念があります。	経済産業省に確認中です。
131	149	第2編 第4章	4.1	4.1.9	非常用発電設備 (1)イ	非常用発電設備の容量には豊平・南清掃事務所、保養センター駒岡の容量は見込まないとの理解でよろしいでしょうか。 見込む必要がある場合は、各負荷の種類および台数、容量、稼働率についてご提示願います。	お見込みのとおりです。
132	149	第2編 第4章	4.1	4.1.9	非常用発電設備 (1)ク	「ク オーバーホールや定期点検期間を除き、焼却施設、破砕施設が稼働する間は運転すること。」 とのご指示について、CGSの運転目的は場内の消費電力の一部に充てる目的であることから、CGSの運転日数は、以下の通り、消費電力が増加する破砕施設の受入・稼働に合わせて計画するものとの解釈でよろしいでしょうか。 破砕施設受入・運転日数: $(365日/年-25日/年(定期整備)-3日(年末年始)) \times (6/7)$ = 288日/年	CGSの運転日数は様式集の第15-2-1(別紙2)の焼却施設の全炉停止期間(5月3日～5月29日)を除いた日数338日/年で見込んでください。 第15号-2-1では「コージェネレーション(CGS)は焼却施設稼働時(全炉停止を除く)に運転する。」に改訂します。(改訂後の様式はホームページで公表します。)
133	149	第2編 第4章	4.1	4.1.9	非常用発電設備	「キ 運転時間については、昼間10時間/日を基本として計画すること」とのご指示について、「昼間10時間/日」とは破砕施設が稼働する時間帯を指し、「基本として計画する」とは、破砕施設での延長業務に応じて、CGSの運転時間を変更することのご指示であり、本提案書については、運転時間を昼間10時間/日とするものとの解釈でよろしいでしょうか。	「昼間10時間/日」の時間帯はご質問のとおりです。「基本として計画する」とは、ご質問にあるような状況も含め、実運転時には若干の長短がある可能性があることを想定したものです。また、提案書への記載についてはご質問のとおりです。
134	152	第2編 第4章	4.1	4.1.11	直流電源設備 (5)エ	「直流電源装置の容量は、非常用照明及び受変電設備の制御に必要な電流並びに供給時間により算出すること。」とありますが、非常用照明を蓄電池内蔵型とした場合は、非常用照明の電流を加味しないこととしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
135	153	第2編 第4章	4.1	4.1.14	電気配線工事 (8)	「油の漏えいの可能性がある所等、危険と思われた場合の電気配線の措置は、関係法令に規定された防爆構造とすること。」とありますが、揮発性がない場合など、関係法令に準拠していれば必ずしも防爆構造にする必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、所轄消防署と十分協議は行ってください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
136	155	第2編 第4章	4.2	4.2.1	計装設備 計画概要(1)	「分散型制御システム」との記載がありますが、破砕施設については、PLC＋SCADAとしてよろしいでしょうか。PLC＋SCADAは破砕施設のプロセスに対しても十分な信頼性、安定性があり、システム更新の費用はDCSに比べて安価であります。 また、PLC＋SCADAはこれまでの破砕・リサイクル施設において非常に多く採用されている制御で、運転操作・監視性はシンプルで良いものであります。	破砕施設においては、提案を可とします。
137	155	第2編 第4章	4.2	4.2.1	計装設備 計画概要(9)	「データ通信、制御部分の二重化(DCSのCPU、…)とありますが、DCSはPLCとしてよろしいでしょうか。PLC＋SCADAは破砕施設のプロセスに対しても十分な信頼性、安定性があり、システム更新の費用はDCSに比べて安価であります。 また、PLC＋SCADAはこれまでの破砕・リサイクル施設において非常に多く採用されている制御で、運転操作・監視性はシンプルで良いものであります。	破砕施設においては、提案を可とします。
138	155	第2編 第4章	4.2	4.2.1	計装設備 計画概要(13)	「破砕施設においても原則としてDCSを採用する。」とありますが、破砕施設への適応性などを考慮してPLC＋SCADAの組み合わせとしてよろしいでしょうか。 PLC＋SCADAは破砕施設のプロセスに対しても十分な信頼性、安定性があり、システム更新の費用はDCSに比べて安価であります。 また、PLC＋SCADAはこれまでの破砕・リサイクル施設において非常に多く採用されている制御で、運転操作・監視性はシンプルで良いものであります。	破砕施設においては、提案を可とします。
139	160	第2編 第4章	4.2	4.2.3	(3)ITV装置	「カメラ設置場所」について、回転雲台付とありますが、旋回速度が速く、旋回可能角度も大きいドーム型カメラを採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
140	160	第2編 第4章	4.2	4.2.3	(3)ITV装置 表2-34 モニタ設置場所	焼却施設の中央制御室に設置するモニタに関し、画面分割機能を有する大型モニタ(50インチ)を3台設置し、自由度を持たせる提案としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
141	161	第2編 第4章	4.2	4.2.4	中央制御装置 (1)中央監視盤	意匠、見易さ、更新の容易さ、省スペース化などを考慮し、プラント監視用モニタを組み込んだ中央監視盤ではなく、モニタのみを壁掛けや壁組み配置としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
142	161	第2編 第4章	4.2	4.2.4	中央制御装置 (4)プロセスコントロール ーション	PLC＋SCADAの組み合わせとしてよろしいでしょうか。PLC＋SCADAは破砕施設のプロセスに対しても十分な信頼性、安定性があり、システム更新の費用はDCSに比べて安価であります。 また、PLC＋SCADAはこれまでの破砕・リサイクル施設において非常に多く採用されている制御で、運転操作・監視性はシンプルで良いものであります。	破砕施設においては、提案を可とします。
143	167	第2編 第5章	5.2	5.2.1	建築工事 計画概要(21) イ 廊下(エ)	廊下について「戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に通過できる構造とし、かつその前後に段差を設けないこと」と記載があります。この仕様が廊下以外の諸室にも適用となる場合は具体的な適用部屋と戸の仕様(自動または手動/引き戸または開き戸等)をご指示願います。	要求水準書のとおり、見学者動線に係る諸室について計画してください。
144	169	第2編 第5章	5.2	5.2.3	工場棟平面計画 (5)	「主要機器、装置はすべて屋内配置とし」とありますが、主要機器、装置とほどの範囲までと考えればよろしいでしょうか。例えば、屋外用動力盤、屋外用分電盤など、屋外に設置した方が運用上適しているものについては屋外配置も可としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	170	第2編 第5章	5.2	5.2.3	工場棟平面計画 (25)	「適所にAED(自動対外式除細動器)を設置すること。」と記載がありますが、具体的な設置場所のご指定があれば提示願います。	具体的な設置場所及び台数の指定はありませんが、見学者及び工場内の作業従事者にとって有用な場所としてください。
146	173	第2編 第5章	5.2	5.2.3	工場棟平面計画 (27) 表2-38	本市用事務室にシャワー室の併設が求められていますが、男女別にそれぞれ1ヶ所設置する計画でよろしいでしょうか。	災害が発生した際、避難者の使用も想定しているため、状況に応じて男女別に使用できるように計2ヶ所程度を設置してください。
147	174	第2編 第5章	5.2	5.2.4	管理棟計画 (6)	建築工事の管理棟計画に、「構造はRC造又はS造として計画する」とありますが、SRC造で一部S造の提案を行って宜しいでしょうか。	提案を可とします。
148	180	第2編 第5章	5.2	5.2.8	(2)内部仕上 表2-40	焼却施設プラントホーム天井仕上げに一部吸音材貼付の記載がございますが、吸音材貼付の要否、範囲等については、必要に応じて提案することによろしいでしょうか。	プラントホーム内の作業環境やプラントホーム直上階に管理諸室等を配置した場合の騒音対策など、施設計画上の観点から、必要に応じて残響対策を計画するものとしてください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
149	182	第2編 第5章	5.2	5.2.8	(2)内部仕上表2-40	破砕施設プラットホーム天井仕上げに一部吸音材貼付の記載がございますが、吸音材貼付の要否、範囲等については、必要に応じて提案することよろしいでしょうか。	質問No.148の回答を参照してください。
150	183	第2編 第5章	5.2	5.2.8	(2)内部仕上表2-40	No.7 多目的ルーム2の「その他項目」にて「AVセット1式」とありますが、具体的に必要な設備がありましたらご教示願います。 (多目的ルーム1については、114ページ「2.11.11(1)」に記載があります。)	多目的ルーム2については、要求水準書5.2.4.(9)に記載がある通り、地域開放スペースとしての利用を想定しており、必要な設備等については、設計・建設段階から本市、運営事業者及び地域住民と協議の上で決定することとしています。
151	188	第2編 第5章	5.3	5.3.1	土木及び外構一般事項(1)	「敷地造成工事及び雨水調整池工事は本市が別途発注する工事において実施する。敷地造成工事及び雨水調整池工事(別途工事)は令和2年度(2020年度)末まで実施するものとする。」とありますが、造成工事に遅れが生じ、本工事の工程に影響が出た場合は、ご協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
152	188	第2編 第5章	5.3	5.3.1	土木及び外構一般事項(1)	「建築工事に係る掘削および敷地進入出道路の造成等について、宅地造成規制法に係る協議申請書が必要となる。」 とのご指示があり、敷地内の造成計画について、実施設計段階での軽微な変更も可能とお見受けします。 車両動線の安全性等に対して、改善効果が見込まれる場合には、貴市で実施された敷地造成に対して、事業者で軽微な変更を加えることは本事業の所掌の範囲内との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
153	188	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事(2)外構工事イ	舗装構成は必要に応じて降雪及び凍結に対する滑り止め対策を計画することと記載がございます。ロードヒーティング以外にも特別な対策が必要な場合は具体的な対策をご指示願います。	特にありません。
154	190	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事(5)植栽、芝張工事ア	「緩衝緑地帯については監視カメラや外灯の設置、進入防止用フェンス等の設置により防犯上の配慮を行うこと」と記載されています。また同頁(8)にフェンス高さは1.1m程度で計画し意匠に配慮することと記載があります。フェンス仕様は監視カメラや外灯が設置されている場合、忍び返し等の進入防止策は不要と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155	190	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事(9)共同溝敷設工事	「イ 共同溝内には、別途工事において電力事業者の電線、・・・、豊平・南清掃事務所及び保養センター駒岡用の送電線」と記載がありますが、「別途工事において電力事業者の電線」とは、特別高圧引込み電線のことでしょうか。その場合、特別高圧引込み電線であれば、添付資料4に記載の共同溝「電気(3条)」は、2回線受電のため高圧送電(豊平・南清掃事務所、保養センター駒岡)2条と合わせて4条と考えてよろしいでしょうか。もしくは、これとは別に別途工事の計画があればご教示願います。	ご指摘のとおりです。
156	190	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事(9)共同溝敷設工事	共同溝の計画に関して、下記の事項をご教示願います。 ①共同溝の大きさを決定するにあたり、別途工事にて敷設する電線(電線管)・熱源配管の想定サイズ、熱源配管の想定保温厚等をご教示願います。 ②共同溝への出入りはマンホール、タラップを計画することよろしいでしょうか。 ③共同溝内は照明、コンセント、換気設備を設ける計画でよろしいでしょうか。	①電線(電線管)は、同種規模実績から想定してください。熱源配管は、地中埋設の場合は350A(保温厚含む)、共同溝の場合は240～260mm(保温厚含む)としてください。 ②お見込みのとおりです。 ③お見込みのとおりです。
157	191	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事(10)敷地進入出道路工事	土木工事の敷地進入出道路工事の「ア」に、「敷地進入出道路は別途実施した基本設計に基づき本工事で実施設計及び施工を行う」、「ウ」に「敷地進入出道路設置に伴い撤去が必要となる設備等がある。本工事において以下に示す撤去等の撤去等を行う」とあります。 ① 撤去する設備等についての資料をご提示願います。 ② また、添付資料21「計画概要書(造成設計・移設通路予備設計編)」に記載された移設通路及び駐車場レイアウト変更は、本工事の工事範囲外と考えて宜しいでしょうか。	①添付資料31の敷地進入出道路支障物件図に記載の設備等を想定していますが、実施設計時に詳細調査を行ったうえで、発注者と協議を行うものとします。 (添付資料31をCDRで提供しますので、本事業の事務局へ連絡ののち、来訪してください。) ②お見込みのとおりです。
158	191	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事(10)敷地進入出道路工事ウ(ウ)	敷地進入出道路設置に伴い擁壁撤去の記載がございます。撤去費用算出のため擁壁の仕様がわかる図面(断面構造図等)をご提示願います。	添付資料31の敷地進入出道路支障物件図を参照してください。 (添付資料31をCDRで提供しますので、本事業の事務局へ連絡ののち、来訪してください。)

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
159	191	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事 (10)敷地進入出道路工 ウ	敷地進入出道路設置に伴いU型側溝・集水柵・暗渠管の撤去の記載がございます。これらの雨水排水施設撤去後の駒岡資源選別センター廻りの雨水排水設備改修工事は事業者の所掌外と考えますがよろしいでしょうか。	敷地進入出道路上の雨水を、既設雨水調整池まで排水するための施設および経路設定は、事業者の所掌です。
160	191	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事 (10)敷地進入出道路工 ウ(エ)	照明、電気施設について撤去とありますが、撤去が必要なものがわかる資料をご提示ください。また、撤去に伴うもりかえ、復旧などが必要な場合、その工事は別途工事と考えてよろしいでしょうか。本工事とする場合は、具体的な内容をご指示願います。	質問No.157を参照ください。
161	191	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事 (10)敷地進入出道路工 ウ(カ)	敷地進入出道路設置に伴いロードヒーティング(操作盤含む)の撤去の記載がございます。進入道路部分のロードヒーティング撤去後の駒岡資源選別センター廻りのロードヒーティング設備改修工事(操作盤含む)は事業者の所掌外と考えますがよろしいでしょうか。	ロードヒーティングの復旧はありません。
162	191	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事 (11)雨水調整池工事	土木工事の雨水調整池工事(別途工事-参考)に、「雨水調整池完成後は、本工事の雨水は放流可能とする」とありますが、添付資料18「敷地造成工事図面(参考)」の造成計画平面図には調整池とは別に、既設沈砂池が記載されています。この既設沈砂池は、本工事にて仮設掘削溝を調整池に接続し直した後に、放流口を閉塞して埋戻しをするのでしょうか。その場合、撤去が必要な構造物があれば、ご提示いただけないでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、既設沈砂池に関し、撤去が必要な構造物はありません。
163	192	第2編 第5章	5.4	5.4.2	空調設備工事 (5)	空調設備の設計室内条件として、夏季温度26℃(DB)、湿度50%(RH)、冬季温度22℃(DB)、湿度40%(RH)とありますが、上記条件は「約」または「程度」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
164	192	第2編 第5章	5.4	5.4.2	空調設備工事 (5)	設計室内条件の記載がございますが、下記の数値は管理値ではなく空調設備の空調室内機などの機器選定の為の目標値と考えてよろしいでしょうか。 ア 夏季 温度26℃(DB) 湿度50%(RH) イ 冬季 温度22℃(DB) 湿度40%(RH)	お見込みのとおりです。
165	194	第2編 第5章	5.4	5.4.4	給排水衛生設備工事 (3)	給水設備は焼却施設に受水槽を設置し、給水ポンプ(保安負荷)にて各所、各施設へ送水する方式としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
166	195	第2編 第5章	5.5	5.5.1	建築電気設備 計画概要 (9)	「構内PHSを構築し、敷地内に不感地帯が無いよう計画する。」との記載がございますが、南側の保全緑地も含めて敷地全域で不感地帯がないように計画するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
167	196	第2編 第5章	5.5	5.5.4	その他工事 (1)自動火報 ア	自動火災報知設備 主受信機の設置場所について「中央制御室(焼却施設、破碎施設)」とあります。これは、焼却施設、破碎施設を1台の受信機で監視するのではなく、焼却施設、破碎施設各々に、各々の棟の受信機を設けるという意味でしょうか。また、その場合、管理棟、計量棟は焼却施設の受信機で監視すればよろしいでしょうか。 なお、同項オ(ウ)にて、破碎施設からの移報も受信するよう指示がありますので、焼却施設に全棟を監視する受信機を1台設置し、破碎施設には副受信機を設置する方式でもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
168	196	第2編 第5章	5.5	5.5.4	その他工事 (1)自動火報 イ	自動火災報知設備 副受信機の設置場所について「その他必要箇所」とありますが、具体的に必要箇所の指定がございましたらご指示願います。	要求水準書のとおりとします。
169	197	第2編 第5章	5.5	5.5.4	その他工事 (1)自動火報 オ(イ)	「薬品及び粉じんの発生する場所については耐酸型、耐アルカリ型、防爆型とすること。」とありますが、これらは必要に応じて選定するものと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
170	197	第2編 第5章	5.5	5.5.4	その他工事 (3)拡声放送設備 イ(イ)	「敷地外周への放送設備も設けること。」とありますが、敷地外への放送を行う意図でしょうか。敷地外への音漏れにも繋がるので、敷地外周への放送設備の意図についてご指示ください。	敷地内で作業中に呼び出し放送が聞こえるような設備を想定したものです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
171	197	第2編 第5章	5.5	5.5.4	その他工事 (3)拡声放送設備 イ(エ)	多目的ルーム、会議室にローカル放送設備の設置要求がございますが、これは部屋の大きさにより必要に応じて設けることと考えてよろしいでしょうか。ローカル放送設備が必要と考える部屋の大きさをご指示願います。	要求水準書のとおりとします。
172	199	第3編 第1章	1.1	1.1.4	運営事業者の業務範囲 (1)	「運営事業者は、性能保証条件を満足しながら…」とありますが、本条件は、引渡性能試験と同様の試験での立証ではなく、要求水準書及び関係法令、提案書に則して実施した計測の結果にて立証するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
173	200	第3編 第1章	1.1	1.1.4	運営事業者の業務範囲 (8)	「運営事業者は市民等からのごみの受入等に関する電話問い合わせに対応すること。」となっておりますが、ご参考までに、1日の最大問合せ件数と年間の問合せ件数などの過去のご経験値がありましたらご教示願います。	質問No.174の回答を参照してください。
174	200	第3編 第1章	1.1	1.1.4	運営事業者の業務範囲 (8)	「市民等からごみの受入等に関する電話問合せに対応すること」とありますが、適正な業務量の把握のために、現駒岡清掃工場における下記内容についてご教示ください。 ①市民等からの電話問い合わせ内容 ②電話問い合わせの頻度(平均/日、最大/日) ③電話問い合わせの多い時期 また、事業者にて判断しかねる問い合わせ(貴市の搬入基準に示されていない物品の搬入可否等)は、貴市にてご判断・ご対応していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	①ごみの受入先(施設の場所、受入時間、手数料等含む)など ②問合せ件数は集計しておりません。 ③他工場の受入停止時や、年末などは問合せが多い傾向です。 また、事業者にて判断しかねる問合せは、本市で対応いたします。
175	200	第3編 第1章	1.1	1.1.5	本市の業務範囲(3)	搬入指導員が受入基準を満足するかを確認する「搬入されるごみ」とは、P20「表2-7搬入形態等」の表中の「自己搬入」と記載されているごみが対象という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	202	第3編 第1章	1.3	1.3.9	車両等	「本施設の運営(試運転期間を含む)に必要な車両、重機等は、運営事業者が用意すること。」となっておりますが、紙くず成形物及び木くずを積み込むフックロール式コンテナは貴市が準備するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
177	206	第3編 第2章	2.3	2.3.2	業務報告書の作成 (1)	「運営事業者は、上述の業務報告書のほか、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、運営事業者の事業所内に作成後契約期間にわたって保管し、本市に引き渡ししなければならない。」とありますが、運営期間20年間分の紙文書の保管の代わりに、電子データでの保管をお認め頂けないでしょうか。管理上の利便性が見込まれます。	保管方法は受注後の協議で決定します。
178	206	第3編 第2章	2.4	2.4.2	ごみ処理手数料の収納など (2)	「収納した料金は、その金額を本市に報告した上で、本市が定める方法によって本市の指定金融機関へ払い込むものとする(翌日を想定)。」となっておりますが、「本市が定める方法」を具体的に教示願います。また「本市が定める方法」以外の方法を提案してもよろしいでしょうか。また「翌日を想定」となっておりますが、これは「翌営業日」という理解でよろしいでしょうか。	添付資料22 現在の駒岡清掃工場計量及び徴収業務内容(参考)を参考にしてください。
179	206	第3編 第2章	2.4	2.4.2	ごみ処理手数料の収納など (2)	「収納した料金は、その金額を本市に報告した上で、本市が定める方法によって本市の指定金融機関へ払い込むものとする(翌日を想定)とありますが、金融機関への振込時に発生する振込手数料については、貴市のご負担と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
180	206	第3編 第2章	2.4	2.4.3	搬入管理 (3)	「本市は…処理困難物が搬入された場合には、処理方法を説明のうえ、持ち帰りを指導する。」とありますが、「処理不適合物」が搬入された場合も同様に貴市にて持ち帰りを指導して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	処理困難物のみとお考えください。
181	207	第3編 第2章	2.4	2.4.3	搬入管理 (5)	「本市が定期的実施する搬入検査への協力を行うこと」とありますが、適正な体制の構築のために、具体的な協力内容及び検査の実施頻度・実施台数・実施時間等詳細な実施要領事項をご教示ください。	車両の誘導、搬入ごみを広げて適否を判断する補助等ですが、実施頻度等については決まっています。(抜き打ちで実施する場合があります)
182	207	第3編 第2章	2.4	2.4.3	搬入管理 (6)	荷下ろしされたごみの中から処理困難物等について、貯留ヤードでの保管までが事業者の業務範囲であり、場外搬出および搬出先の受け入れ基準への前処理等は市様の業務との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
183	207	第3編 第2章	2.4	2.4.3	搬入管理 (7)	「小動物(受入基準である50cm以下で搬入された動物)について、燃やせるごみとして排出されたものは受入、処理を行うこと。」と記載がありますが、他の燃やせるごみ同様に、ごみピットへ投入すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
184	207	第3編 第2章	2.5	2.5.1	運転管理業務に関する基本的事項 (1)運転条件	許可業者(破砕施設)の搬入時間が17時までとなっておりますが、即日処理となりまず最終搬入時間からの処理であれば、清掃や選別物の搬出を考慮すると慢性的な長時間処理運転になる恐れがあります。貯留ヤード保管時の火災対策を前提として、作業者の労働環境確保の観点からも、処理運転の要否は事業者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。	許可業者(破砕施設)の搬入時間は、16時までを基本としている中、搬入延長がある日を考慮して17時までと記載していますので、ご質問のような長時間運転にはならないと認識しています。延長実績については、添付資料23【別紙3】P7「駒岡破砕工場における延長業務実績」を参照してください。
185	208	第3編 第2章	2.5	2.5.4	適正処理、適正運転 (4)エ	ポケットコイル式のスプリングの処理についての記載がありませんが、燃やせないごみとして処理すると理解でよろしいでしょうか。	スプリングマットレスと同様の処理です。
186	208	第3編 第2章	2.5	2.5.4	適正処理、適正運転 (4)エ	大型ごみとして搬入されたスプリングマットレスの、平成29年度より前(5年間程度)の搬入枚数をご教示ください。	平成24年度5,826枚、平成25年度5,692枚、平成26年度12,637枚、平成27年度6,848枚、平成28年度7,267枚、平成29年度7,421枚(平成26年度に増加したのは発寒破砕工場の火災休止の影響によるものです)
187	209	第3編 第2章	2.5	2.5.5	各種データの計測管理 表3-2	「その他公害防止基準(敷地境界)」については、敷地境界の測定箇所(測定数)については、事業者の提案事項と理解してよろしいでしょうか。	環境影響評価書に準じることでお考えください。
188	209	第3編 第2章	2.5	2.5.6	各種データの計測管理 表3-3	排ガス基準値について 「要求水準書、P.36 表2-23 焼却施設の引渡性能試験方法」に記載の基準値と合致しないものについては、以下の通り、本表の数値に誤記があるものとの理解でよろしいでしょうか。 塩化水素：(誤)40 mg/m3N (正)40 ppm 水銀：(誤)30 mg/m3N (正)30 μg/m3N	ご指摘のとおりです。
189	211	第3編 第2章	2.7	2.7.2	副生成物及び資源物の取 扱い (2)	「埋立対象物(焼却灰、飛灰処理物)」とありますが、破砕選別された不燃物も埋立対象物として、貴市が手配する搬出車両への積み込みを運営事業者が行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
190	211	第3編 第2章	2.7	2.7.2	副生成物及び資源物の取 扱い (3)	「ア 適切な搬入管理を実施していても混入された処理困難物は、廃タイヤ、廃バッテリー、プロパンボンベ、引火性危険物、家電リサイクル法対象品目等を想定しており、それぞれ分けて保管すること。」とありますが、これら処理困難物については、ご指示の品目別の保管、搬出車両への積み込みを事業者にて行い、貴市にて搬出、処理を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	品目別の保管までを事業者の業務範囲としてください。
191	211	第3編 第2章	2.8	2.8.2	補修に関する考え方 (2)	想定外の経年劣化等によって生じる改修、補修工事については協議、とありますが、委託料の変更についても協議可能との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
192	212	第3編 第2章	2.8	2.8.3	補修計画書の作成 (3)	当該年度の開始前までに補修実施計画書を作成し承諾を得ることとなっておりますが、補修項目が減じた場合、委託料についても変更が生じますでしょうか。	要求水準書で示しているごみを適正に処理している限りにおいては補修費に係る委託料の変更は予定しておりません。
193	216	第3編 第2章	2.10	2.10.1	消耗品、予備品の調達及 び管理 (1)ア	運営準備期間(当初)に小学生に配布することになっておりますが、試運転期間中に小学生の見学者を受け入れるお考えでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
194	218	第3編 第2章	2.11	2.11.5	除雪 (4)	保線緑地(芝張りの除雪も考慮することと記載されています。芝部分の除雪は重機利用が出来ないことがあり、作業に大きな労力を必要とすることが考えられます。そのため、除雪の目的、頻度、範囲などのわかる条件をご教示願います。また、具体的な方策の想定があればご教示願います。	今後周辺住民との協議で決定していくため詳細はご提示できません。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
195	添付資料1				敷地平面図	添付資料1「敷地平面図」において、北東側、南西側の敷地境界線上に隣地と敷地にまたがる既存構造物が記載されていますが、実際に隣地と敷地にまたがる既存構造物が存在するのでしょうか。 その場合、貴市もしくは所有者により、本工事着工までに除却もしくは隣地内に移設していただくと考えて宜しいでしょうか。	除却及び移設済みです。
196	添付資料2				敷地配置及び動線計画図(参考)	「添付資料2 敷地配置及び動線計画図(参考)」のCADデータをご提供いただけないでしょうか。	添付資料2のCADデータをCDRで提供しますので、本件事業の事務局へ連絡ののち、来訪してください。
197	添付資料4				インフラ設備取合い点	下記の各種取合い点の情報をご教示願います。 ・給水本管理設深さ、本管圧力 ・下水本管理設深さ、本管サイズ ・熱源水(保養センター駒岡行き)の取合い位置(地盤面からの高さ)、配管サイズ ・熱源水(北海道地域暖房行き)配管サイズ	確認できる情報は以下のとおりです。 ・給水本管:一般的な土被りは1.1m、接続する給水管径は200mm ・下水本管:土被りは約2.4m、管径200mm ・熱源水:取合い位置(地盤面からの高さ)は未定です。配管サイズについては、質問No.156の回答を参照してください。
198	添付資料4				インフラ設備取合い点	共同溝に設ける熱源水の「4条」とは、北海道地域暖房および保養センターそれぞれの、熱源水の送り戻り配管であるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
199	添付資料4				インフラ設備取合い点	共同溝に設ける電気の「3条」とは、本施設を受電(2回線)、豊平・南清掃事務所への送電、保養センターへの送電の3系統との解釈でよろしいでしょうか。	「3条」は誤りであり、「4条」が正です。
200	添付資料12				所掌区分図	本工事範囲外の敷地境界内の範囲について、事業者の所掌にて一部分を再造成することは可能でしょうか。	宅地造成規制法に係る変更協議が必要となりますので、適切に事務処理を行うことを条件に、提案を可とします。
201	添付資料17				単線結線図(参考)	管理棟および他施設への電源(建築一般動力、建築一般照明、建築保安動力、建築保安照明、豊平・南清掃事務所、保養センター駒岡)供給に関し、電源容量に応じ高圧か低圧のどちらで送電するかを事業者にて決定してもよろしいでしょうか。また、豊平・南清掃事務所、保養センター駒岡の使用電圧毎の電源容量、建築一般動力の使用電圧を提示願います。	管理棟及び破砕施設への電源については提案を認めるものとします。また、豊平・南清掃事務所(高圧)、保養センター駒岡(高圧)とします。
202	添付資料17				単線結線図(参考)	破砕施設への電源(一般電源、保安電源)供給に関し、電源容量に応じ高圧か低圧のどちらで送電するかを事業者にて決定してもよろしいでしょうか。	質問No.201の回答を参照してください。
203	添付資料18				2 排水計画平面図	添付資料18「敷地造成工事図面(参考)」の排水計画平面図に記載された集水桝、人孔、側溝、取付管、及び高圧管は全て造成工事(別途工事)で施工されると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、現時点で敷地造成工事が完了していないため、変更の可能性があります。
204	添付資料19				井水水質検査結果	井水水質検査結果の各項目は上水基準以下となっていますが、マンガンについても上水基準値以下と考えてよろしいでしょうか。	マンガンの測定は実施していないため、状況はわかりませんが、上水基準以下と想定してください。
205	添付資料27				地域熱供給用熱交換装置に係る諸条件	(2)熱交換器の稼働に係る設備①電源に、「コンデンサファン動力:18.5kW」とありますが、水冷式への代替提案は可能でしょうか。 本室は敷地境界が近く、空冷式を採用した場合、本機器の排気騒音、換気騒音を由来とした、騒音超過の懸案があります。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
206	添付資料27				地域熱供給用熱交換装置に係る諸条件	専用区画内の建築設計に必要となるため、「(1)主な機械、設備類」にありますそれぞれの設備の重量、放散熱量、基礎寸法をご教示願います。	設備の重量については、既存設備を基にした参考扱いですが、下記を想定してください。 ・熱交換器類(既存設備想定) 蒸気受入熱交換器 出力:6,370 kW×1台又は3,185kW×2台 重量:約8,600kg×1台(シェル&チューブ型又はシェルプレート型) 又は重量半分程度の熱交換器2台 ドレンクーラー 出力:1,111kW×1台 重量:約1,150kg(現状設備重量と同程度、プレート型) ・配管類 重量:配管、バルブ類、保有水:約5,000kg ・その他専用区画内において蒸気アキュムレータ設置を検討しており、運用上の超概算重量は70,000kg 放散熱量及び基礎寸法については、設計を行っておりませんので、上記設備条件を基に貴社の経験で想定してください。
207	添付資料27				地域熱供給用熱交換装置に係る諸条件	(2)熱交換器の稼働に係る設備①電源に、「コンデンサファン動力:18.5kW」とありますが、本設備の消費電力は、5月3日～5月29日の全戸停止期間を除き、全ての期間で24時間稼働、18.5kW(150.072kWh/年)の電力を見込めばよろしいでしょうか。	ご質問にある電力に加え、計装制御電源3kVA及びその他電源2kVA(365日、24時間)を見込んでください。

入札説明書等に関する質問書への回答

3 落札者決定基準に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	5	第3章	2	(1)	提案書における審査項目及び配点	設計・建設期間における『地域への貢献』の評価について、様式第16号-2-1(別紙1)※3を参照し、仮に元請事業者として地元企業との共同事業体を結成した場合、地元企業への発注額として100%を計上できるものと理解しております。その場合、実際には一次、二次下請として市外企業を採用する場合も考えられます。よって、元請の地元企業への発注額から、下請の市外企業への発注金額を差し引くとの理解でよろしいでしょうか。	元請企業は加算対象外となります。 なお、詳細は別紙を参照してください。
2	5	第3章	2	(1)	提案書における審査項目及び配点	運営・維持管理期間における『地域への貢献』の評価について、様式第16号-2-1(別紙1)※3を参照し、仮に地元企業(代表企業の子会社に限らない)がSPCから一次下請として運営・維持管理業務を一括で受託した場合、発注額として100%を計上できるものと理解しております。その場合、実際には二次下請として市外企業を採用する場合も考えられます。よって、一次下請の地元企業への発注額から、二次下請の市外企業への発注金額を差し引くとの理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務については、一次下請けが構成員となるため、加算対象外となります。なお、詳細は別紙を参照してください。
3	9	第4章		表4-1	提案書の定量化審査において審査する点	設計・建設期間の地域貢献に関して、様式16-2-1(別紙1)では、地元企業への〇〇工事発注/〇〇発注とありますので、設計建設を行う企業からの一次及び二次下請けへの発注分のみで、JVを含めた設計建設を行う企業分は記載できないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、詳細は別紙を参照してください。
4	9	第4章		表4-1	提案書の定量化審査において審査する点	運営・維持管理期間の地域貢献に関して、運営事業者は構成員が出資する特別目的会社で、運営事業者から委託を受ける企業は構成員でなければならぬため、一次及び二次下請けへの発注は、運営・維持管理業務の委託を受ける構成員からの一次及び二次下請けへの発注分のみで、運営・維持管理業務の委託を受ける構成員分は、様式16-2-1(別紙1)に記載できないと考えてよろしいでしょうか。	運営事業者(SPC)から委託を受ける企業は構成員であり、かつ一次下請けという位置付けとなるため、構成員からの一次下請け(SPCからの二次下請け)のみが対象となります。 詳細は別紙を参照してください。

入札説明書等に関する質問書への回答

4 様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第3号				参加表明書	「4 事業場所 札幌市中央区北1条西2丁目」とありますが、「札幌市南区真駒内129番3他」の誤りではないでしょうか。また、その他様式についても同様の記載がある場合は同じものと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
2	第3号				参加表明書	構成事業者について、札幌市競争入札参加資格者名簿への登録時に、本店(代表者)から支社(支社長・支店長等)へ年間委任がなされている場合、支社(支社長・支店長等)で本件事業に参加する際は、第3号の各押印欄については、支社(支社長・支店長等)の記名・押印でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	第5号				予定する建設事業者の構成	本件事業の構成員および協力企業について、設計のみを担う企業については、本様式への記名は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	設計のみを担う企業が共同企業体の構成員であれば記名してください。
4	第6号				構成員及び協力企業について必要な書類	「納税証明書」の「直近1か年分」とは、現時点で取得できる最新の「直近1か年分」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	第6号				構成員及び協力企業について必要な書類	提出する納税証明書について、法人市民税については、貴市に納付すべき税がある場合にのみ提出すればよいものと理解してよろしいでしょうか。または、各企業の法人住民税の納税証明書の提出と理解すればよろしいでしょうか。	各企業の法人住民税の納税証明書を提出してください。
6	第6号				構成員及び協力企業について必要な書類	「会社概要(最新のもの)」とは、会社のパンフレットを提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	第6号 [2/4]	添付書類			建築物の設計・建設を行う者	監理技術者は複数の候補者を申請できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	第6号 [2/4]	添付書類			6 添付書類	納税証明書は未納がないことが記載されたものでよろしいでしょうか。なお、可能であれば、本質問への回答については、9月3日の回答公表日より前倒しでの回答公表をご検討いただけますようお願い致します。	お見込みのとおりです。
9	第6号				運営・維持管理を行う者	「札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に業種「廃棄物処理業」かつ「建物設備等保守管理業」で登録されている者であることを証明する書類。」とは、貴市より発行される「競争入札参加資格認定通知書」の写しの提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	第8号				委任状(代理人)	代表企業について、札幌市競争入札参加資格者名簿への登録時に、本店(代表者)から支社(支社長・支店長等)へ年間委任がなされている場合、支社(支社長・支店長等)で本件事業に参加する際は、様式8号の提出は必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
11	第8号				委任状(代理人)	構成員および協力企業について、委任状の様式がありません。よって、札幌市競争入札参加資格者名簿への登録時に、本店(代表者)から支社(支社長・支店長等)へ年間委任がなされている場合、構成員および協力企業の支社(支社長・支店長等)で本件事業に参加する際は、委任状の提出は不要でしょうか。	お見込みのとおりです。
12	第9号-5 第9号-6				「入札説明書 第3章 2 (3) イ (a)」に規定する施設での運転管理業務実績 「入札説明書 第3章 2 (3) イ (b)」に規定する施設での運転管理業務実績	「※ …当該業務を受託していることが確認できる書類(契約書の写し等)、及び施設の概要がわかる書類を添付してください。」とありますが、下記の事項をご教示願います。 ①「契約書の写し」については、発注者との守秘義務に係る部分は黒塗りにし、入札参加要件を満たすことがわかる必要部分の抜粋の提出としてよろしいでしょうか。 また、運転管理を担った期間が複数年にわたる場合は、1年以上の運転管理業務実績を証明できる直近の契約書の写しを添付すればよいと理解してよろしいでしょうか。 ②「施設の概要がわかる書類」については、施設のパンフレット等の提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
13	第9号-7				「入札説明書 第3章 2 (3) ウ」に規定する配置予定者の資格及び業務経験を	<p>「※ …当該業務を受託していることが確認できる書類(契約書の写し、テクリスの登録内容確認書の写し等)及び施設の概要がわかるパンフレット等の写しを添付してください。」とありますが、下記の事項をご教示ください。</p> <p>①「契約書の写し」については、発注者との守秘義務に係る部分は黒塗りにし、入札参加要件を満たすことがわかる必要部分の抜粋の提出としてよろしいでしょうか。</p> <p>また、運転管理を担った期間が複数年にわたる場合は、直近の契約書の写しを添付すればよいと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>②「施設の概要がわかる書類」については、施設のパンフレット等の提出でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
14	第9号-7				「入札説明書 第3章 2 (3) ウ」に規定する配置予定者の資格及び業務経験を	<p>本件事業における、建築物の設計・建設、プラント設備の設計・建設、運営・維持管理のそれぞれについて、様式9号-7は配置予定者を複数人提出してよろしいでしょうか。</p> <p>なお、可能であれば、本質問への回答については、9月3日の回答公表日より前倒しでの回答公表をご検討いただけますようお願い致します。</p>	お見込みのとおりです。
15	第15号2-1	別紙1			1.消費電力	他施設へ供給している電力は建築動力に含めてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	第15号2-1	別紙1			1.消費電力	<p>「注2:付属棟や外構等は所掌区分のプラント動力または建築動力に含めること」とあります。</p> <p>① 豊平・南清掃事務所、および保養センター駒岡に対する送電は焼却施設建築動力に含めるものとの解釈でよろしいでしょうか。もしくは、本書式への考慮は不要との解釈でしょうか。</p> <p>② その場合の消費電力量は以下のとおり、添付資料28にて示された数値の時間平均値を使用するものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>(100,281kWh/年(豊平・南清掃事務所) +692238kWh/年(保養センター駒岡))÷365日÷24h/日 =90.5kW</p>	<p>①質問No.15の回答を参照してください。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p>
17	第15号2-1	別紙1			1.消費電力 2.発電電力	本書式に記入する消費電力、発電電力について、CGSの発電量や破砕施設の消費電力等、時間変動が大きな場合は、日平均消費電力を時間平均した値を記入するものとの解釈でよろしいでしょうか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、CGSの発電電力を含む場合と含まない場合の電力収支を把握したいため、第15号2-1(別紙1)を第15号2-1(別紙1-1)と第15号2-1(別紙1-2)に分割します。</p> <p>(改訂後の様式はホームページで公表します。)</p>
18	第15号2-1	別紙1			1.消費電力 2.発電電力 3.契約電力及び発電効率	<p>3.契約電力及び発電効率</p> <p>「注3:熱利用率は、余熱利用施設に対する供給熱量を48.5GJ/h(熱源は温水等)として値を記述すること。」とのご指示について、要求水準書P.90によれば、48.5GJ/hは、地域熱供給事業者が25.5GJ/h(冬季)、場内ロードヒーティングが19GJ/h(冬季)、保養センターロードヒーティングが4.0GJ/h(冬季)の合算になっていることから、年間最大となる冬場の余熱供給条件をご提示頂いたものと考えます。</p> <p>① 年間平均を記入する「発電効率②」、「熱利用率②」、「エネルギー回収率④」についても、技術評価の比較用として、本事業の基本方針の「高効率なエネルギー回収」に対しての特徴があらわれやすい、冬場の熱収支、物質収支を用いて本様式に記入するものとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>② その際、場内ロードヒーティングの(19GJ/h)は、事業者が提案するロードヒーティングの施工面積に応じて、事業者が決定するものとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>③ 場内冷暖房給湯および大空間暖房用の熱量のご指示がありませんが、これらの熱量についても、事業者提案として見込むものとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>①余熱利用施設に対する供給熱量の条件は要求水準書P.90表2-26場内・場外余熱利用リストのとおりとします。「発電効率②」、「熱利用率②」、「エネルギー回収率④」について、年間の平均値を記入してください。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p> <p>③お見込みのとおりです。</p>
19	第15号2-1	別紙1			4.電力量(自動計算)	<p>焼却施設の休炉時の消費電力量については、185のセルで「①焼却施設建築動力(照明等含む)、②破砕施設プラント動力、③破砕施設建築動力(照明等含む)」の合計となるように計算されていますが、休炉時に焼却施設のプラント動力が必要となる場合については、185のセルに合算することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>また、「1.消費電力」の表に休炉時の設備電力を明記する必要はありませんでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。様式を改訂します。</p> <p>(改訂後の様式はホームページで公表します。)</p>

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
20	第15号2-2	別紙1			二酸化炭素排出量	注1 算定条件(年間稼働日数、計画処理量、操炉計画)は、様式第15号2-1(別紙2)とする ありますが、 熱供給条件、外気温の考え方等についても、第15号2-1(別紙1) の考え方に従うものとの解釈でよろしいでしょうか。	熱供給条件は改訂後の様式を参照してください。 (改訂後の様式はホームページで公表します。) 外気温は、年平均気温9.4度程度としてください。
21	第15号2-2	別紙1			二酸化炭素排出量	外部への電気供給の項について、「提案値を入力」とありますが、外部への電気供給は「豊平・南清掃事務所」と「保養センター駒岡」の2カ所のみであるため、本数値については両施設への送電実績の合算として、792,519kWh/年を記入するものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 一方、焼却施設単独(管理棟、計量棟、その他外構等は含む)の二酸化炭素排出量と、焼却施設に破砕施設の使用電力量を含む施設全体の二酸化炭素排出量を把握したいため、本様式(第15号2-2(別紙1))を第15号2-2(別紙1-1)と第15号2-2(別紙1-2)に分割します。 (改訂後の様式はホームページで公表します。)
22	第15号2-2	別紙1			二酸化炭素排出量	外部への熱供給の項について、「提案値を入力」とありますが、外部への熱供給は要求水準書P.90にて、 ・地域熱供給事業者:25.5 GJ/h ・保養センター駒岡ロードヒーティング:4.0 GJ/h とのご指定があります。 熱供給日数についても共通休炉時以外は熱供給を継続するものと考えますので、本書式の熱供給量の考え方に応じて、具体的な数値をご提示願います。	地域熱供給事業者、保養センター駒岡ロードヒーティングへの熱供給は188,952GJ/年で見込んでください。 (25.5GJ/h×24h×214日+12GJ/h×24h×151日+4GJ/h×24h×151日=188,952GJ/年) なお、詳細は改訂した様式をご確認ください。 (改訂後の様式はホームページで公表します。)
23	第15号2-2	別紙1			二酸化炭素排出量	「注4 破砕施設の使用電力量を除く」とありますが、 本表の算出に際し、 焼却施設工場棟以外のその他の施設(管理棟、計量棟、その他外構など)における消費電力量は計上するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細は質問No.21の回答を参照してください。
24	第16号1-2	別紙2			費用明細書(運営・維持管理業務委託料A(焼却施設の変動費)に関する提案単価)	都市ガスの従量料金は、通常変動費に含むことが一般的ですが、本施設においてはコージェネレーションを常用することによる都市ガス使用量が極めて多く、またこの量はごみの処理量とは比例しません。よって都市ガスの従量料金については、別途精算するものとしていただけないでしょうか。	コージェネレーションを常用することによる都市ガスに係る変動費用は、ごみの処理量に比例した変動費ではなく、コージェネレーションの稼働時間に応じた変動費とします。なお、詳細は改訂した入札説明書及び様式をご確認ください。 (改訂後の入札説明書及び様式はホームページで公表します。)
25	第16号-2-1	別紙1			地域貢献の内訳	「賃金(平均年収)」とは、会社負担分の社会保険料等を除く労働者本人への支給額を指すものと理解してよろしいでしょうか。	賃金(平均年収)は社会保険料等を含めた金額としてください。
26	第16号-2-1	別紙1			①地元企業への工事発注	市と建設工事請負契約を締結する者が建設JVの場合で、建設JVを構成する企業に地元企業が含まれる場合は当該地元企業が請負う工事金額についても本様式の地元企業への発注金額として記載してよろしいでしょうか。 また、建設JVが乙型の場合は分担金額を記載することと考えてよろしいでしょうか。	落札者決定基準に関する質問No.1の回答を参照してください。
27	第18号-1				提案図書概要版	文字数制限の400文字は、(記載方法(例))に示されている「●●●」以降の文字数で、各項目のタイトルは含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問書への回答

5 基本協定書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	第4条	3		特定事業契約	違約金や違約金によって填補されない場合の損害賠償金の支払義務について、連帯して負うものとなっていますが、所定の行為を行った社のみが支払義務を負うことが、受注者における適正なリスク分担であって、当該行為を行っていない当事者にまで連帯責任を負うことは過大な責任と考えますが(企業グループを形成するといっても、法人格を別にする会社様の内部についてまで干渉することができないため)、当該行為を行った社が責任を負うことについてご再考のほどよろしくお願いたします。	原案のとおりとします。
2	2	第4条	3		特定事業契約	「(第4号の場合を除く。)」とありますが、この第4号は第4条第4項を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。 「(第4号の場合を除く。)」は誤りであり、「(第3号の場合を除く。)」が正です。
3	2	第4条	3		特定事業契約	受注者のいずれかによる本件事業に全く関係のない独占禁止法違反により、本件事業につき事業契約が不成立となったり違約金が課されることは意図されないのが通常ですが、そのように考えると、本条3項第1号及び第2号は「本件事業に係る入札に関して」受注者に違反行為があった、または刑が確定したときを指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	3	第4条	4		特定事業契約	違約金や違約金によって填補されない場合の損害賠償金の支払義務について、連帯して負うものとなっていますが、所定の行為を行った社のみが支払義務を負うことが、受注者における適正なリスク分担であって、当該行為を行っていない当事者にまで連帯責任を負うことは過大な責任と考えますが(企業グループを形成するといっても、法人格を別にする会社様の内部についてまで干渉することができないため)、当該行為を行った社が責任を負うことについてご再考のほどよろしくお願いたします。	原案のとおりとします。
5	4	第6条			損害賠償	損害賠償金の支払義務を受注者が連帯して負うものとなっていますが、義務違反行為を行った社のみが支払義務を負うことが、受注者における適正なリスク分担であって、当該行為を行っていない当事者にまで連帯責任を負うことは過大な責任と考えますが(企業グループを形成するといっても、法人格を別にする会社様の内部についてまで干渉することができないため)、義務違反行為を行った社が責任を負うことについてご再考のほどよろしくお願いたします。	原案のとおりとします。
6	4	第6条			損害賠償	第6条には、「その損害の一切を賠償しなければならない」「その損害の一切を賠償する」の文言がありますが、当該文言は、発生した損害について、相当因果関係を超えて条件関係が存在する限り際限なく賠償義務を課することを意図したものでしょうか。それとも、相当因果関係の範囲における賠償義務を定めたものと理解してよろしいでしょうか。	相当因果関係の範囲における賠償義務を定めたものです。
7	4	第7条	3		特定事業契約の不成立	「受注者の責めに帰すべき事由により特定事業契約に含まれる建設工事請負契約が本契約として成立しなかった場合は、第4条第3項及び同条第4項に該当する場合は含まれる可能性が高く、その場合違約金が重複して課されることとなってしまいます。第7条第3項は、第4条第3項及び同条第4項により違約金が課される場合には適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	4	第7条			特定事業契約の不成立	違約金や違約金によって填補されない場合の損害賠償金の支払義務について、連帯して負うものとなっていますが、所定の行為を行った社のみが支払義務を負うことが、受注者における適正なリスク分担であって、当該行為を行っていない当事者にまで連帯責任を負うことは過大な責任と考えますが(企業グループを形成するといっても、法人格を別にする会社様の内部についてまで干渉することができないため)、当該行為を行った社が責任を負うことについてご再考のほどよろしくお願いたします。	原案のとおりとします。
9	4	第8条	2		有効期間	「特定事業契約が締結に至らなかった場合又は特定事業契約に含まれる建設請負契約が本契約として成立しなかった場合には」と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
10	5	第9条	2	3	秘密保持	「開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報」は秘密情報に含まれないと規定されていますが、この場合、例えば開示者である発注者の責めにより公知となった情報については秘密情報から除外されないと解釈されるため、「開示の後に、開示を受けた当事者の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報」としていただけますようお願い致します。	原案のとおりとします。
11	5	第9条	3	2	秘密保持	開示に際しては、受注者の事前の承諾または受注者への事前の連絡をしていただけますようお願い致します。	秘密保持につきましては配慮します。
12	5	第9条	4		秘密保持	受注者の秘密情報が含まれる場合には、受注者の事前の承諾を得いただけますようお願い致します。	秘密保持につきましては配慮します。

入札説明書等に関する質問書への回答

6 基本契約書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	5	第11条	2		故障、事故等の発生時の対応	「次項に規定する異常事態」の文言がありますが、第11条には第3項は存在しません。「次項」とは、運営・維持管理業務委託契約書第35条第2項を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。 「次項」は「運営・維持管理業務委託契約書第35条第2項」とします。
2	5	第14条	2		運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証	「保証債務の履行請求のあった日を基準日とする残期間に係る運営・維持管理業務委託料の総額の100分の10」について、万一第一事業年度に保証債務の履行請求があった場合、「その日を基準日とする残19年間に係る運営・維持管理業務委託料の総額の100分の10」という計算をするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	6	第18条			損害賠償	損害賠償義務を受注者が連帯して負うものとなっていますが、義務違反行為を行った社のみが支払義務を負うことが、受注者における適正なリスク分担であって、当該行為を行っていない当事者にまで連帯責任を負うことは過大な責任と考えますが、(企業グループひいては受注者を構成するといっても、法人格を別にする会社様の内部についてまで干渉することができないため)、義務違反行為を行った社が責任を負うことについてご再考のほどよろしく願います。	原案のとおりとします。
4	6	第18条			損害賠償	「その損害の一切を賠償しなければならない」「その損害の一切を賠償する」の文言があります。当該文言は、発生した損害のうち、相当因果関係の範囲における賠償義務を定めたものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	6	第19条	3		契約の不調	違約金や違約金によって填補されない場合の損害賠償金の支払義務について、連帯して負うものとなっていますが、所定の行為を行った社のみが支払義務を負うことが、受注者における適正なリスク分担であって、当該行為を行っていない当事者にまで連帯責任を負うことは過大な責任と考えますが(企業グループひいては受注者を構成するといっても、法人格を別にする会社様の内部についてまで干渉することができないため)、当該行為を行った社が責任を負うことについてご再考のほどよろしく願います。	原案のとおりとします。
6	6	第19条	3		契約の不調	「受注者の責めに帰すべき事由により、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合」には、基本協定書第4条第3項、同条第4項、第8条第2項にも該当する可能性があります。ただし、違約金は重複して課されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問書への回答

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	0	6			契約保証金(表紙)	「本約款第4条に規定するとおりとする」と記載してありますが、「契約保証金」に関する規定は、第5条との解釈でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。「第4条」は誤りであり、「第5条」が正です。
2	1	第1条	2	2	総則	『実施設計図書』とは、…第3条の2第2項第1号の規定に従って発注者の承諾が得られた書類」と記載してありますが、該当箇所は「第4条第2項第1号」との解釈でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。「第3条の2第2項第1号」は誤りであり、「第4条第2項第1号」が正です。
3	1	第1条	2	7	総則	「第3条の2第2項第1号の規定に基づき発注者の確認を得た」と記載してありますが、該当箇所は「第4条第2項第1号」との解釈でよろしいでしょうか。	質問No.2の回答を参照してください。
4	1	第1条	2	2	総則	本号に記載の「第3条の2第2項第1号」が見当たりませんが、記載箇所をご教示願います。	質問No.2の回答を参照してください。
5	6	第12条	5		監督員	「(第4条第4項、第44条第1項、第46条第1項、第46条第3項、第47条第1項、第49条第1項、第49条第5項、第56条第3項、第62条第2項の請求、…)」との記載がありますが、第4条には第4項が確認できませんでした。第4条4項に該当する条項をご教授願います。	「第4条4項」は誤りであり、「第5条4項」が正です。
6	7	第17条	3		事前調査	受注者が事前調査をするにあたり、別途工事にて実施する敷地造成工事(雨水調整池工事含む)で造成された敷地の地質状況など必要な情報を発注者からもらえるという理解でよろしいでしょうか。また、それらの情報の誤りに起因して受注者に生じる必要な追加費用及び損害の負担については、発注者と受注者が協議し、合理的な範囲で発注者が負担していただくという理解でよろしいでしょうか。	敷地造成工事において地質調査を実施する予定はありません。なお、竣工図は受注者に提供します。竣工図の誤りに起因してご質問のような状況が発生する場合には費用負担についてはお見込みのとおりです。なお、要求水準書P14にある「設計・建設に必要な測量、地質調査、及び工事施工前後の家屋調査等」は建設事業者において実施してください。
7	8	第20条	5		業務実施状況のモニタリング	本項は、『第2項にいう90日を超えない範囲で猶予期間での改善を指示したにもかかわらず、又は、第4項で再度改善の指示を行ったにもかかわらず、』受注者がこれに従わず、又は実施できないと認められる場合」という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	11	第26条	4		設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	検査の結果、不適合が認められなかった場合、検査及び復旧に要した費用は発注者負担としていただけますようお願い致します。	原案のとおりとします。
9	11	第27条			条件変更等	「本工事の施工」のみならず、「本工事の設計」についても該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「本工事の施工」を「本工事の設計・施工」とします。
10	12	第28条			要求水準書等の変更	本条にいう要求水準書等の変更について、予め受注者と協議する機会があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	12	第29条			工事の中止	「本工事の施工」のみならず、「本工事の設計」についても本条が適用されるという理解でよろしいでしょうか。(他案件では設計・施工のいずれも対象としているケースが多いため)。	お見込みのとおりです。「本工事の施工」を「本工事の設計・施工」とします。
12	12	第29条	1		工事の中止	2行目に「…(以下「天災等」という。)のうち…」として、定義が設定されていますが、契約の他の箇所で「天災等」という定義が用いられておりません。「(以下天災等という。)」の削除をするか、あるいは「暴風、豪雨、洪水、高潮、…受注者の責めに帰すことができないもの」を第5条第5項で定義されている「不可抗力」に置換していただけますようお願い致します。	原案のとおりとします。
13	12	第30条	2		受注者の請求による履行期間の延長	入札説明書第2章5「別途工事にて実施する敷地造成工事(雨水調整池工事含む)」の工期延長が生じた場合、第2項の「その履行期間の延長が発注者の責に帰すべき事由による場合」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
14	14	第37条	1		第三者に及ぼした損害	「本工事等に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害…のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。」と記載ありますが、本事業が公共事業であるという観点から、「本工事等に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害…のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受注者が負担する。」に変更いただけますようお願い致します。	原案のとおりとします。
15	14	第38条	5	3	不可抗力による損害	発注者が負担する「仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害」の額につき、「損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具について、本工事等で償却することとしている償却費の額として通常妥当と認められる額から損害を受けた時点における工事的物に相当する償却費の額を差し引いた額とする。」と記載してあります。「工事的物」とは、「新清掃工場」(本施設)を意味すると思われませんが(第1条第1項第8号参照)、「仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害」の額の算定において、「新清掃工場」に相当する償却費の額を差し引く理由につき、ご教授願います。	ここで言う「工事的物」とは、損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具を指し、損害の額は、損害を受けた時点における未償却費の額とする。
16	15	第39条	2		法令の変更	「当該法令変更が本工事等に直接関係するものである場合(本工事等に直接関係する税制度の新設・変更を含む。)には、発注者がこれを負担するものとし、それ以外の法令変更に基づく場合は、受注者の負担とする。」とありますが、受注者負担の法令変更とは具体的にどのようなものが想定されるのでしょうか。	法令変更により、法人税等の税金が変動した場合が想定されます。
17	16	第43条	1		教育及び訓練	教育、訓練対象の「運営事業者の従業者」は、「運営事業者から受託した企業の従業者」との理解でよろしいでしょうか。	運営事業に従事する人を対象とします。
18	19	第50条			部分引渡し	「第42条中『請負代金』とあるのは『部分引渡しに係る請負代金』と読み替えて」と記載してありますが、「第44条中『請負代金』とあるのは『部分引渡しに係る請負代金』と読み替えて」との解釈でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。「第42条」は誤りであり、「第44条」が正です。
19	19	第53条			跡請保証	跡請保証とはどのようなものでしょうか。瑕疵担保責任や保証、アフターサービスと比べ、どのような点が異なるのでしょうか。また、第1項の「必要があると認めるとき」とは、どのような場合を指すのでしょうか。ご教授のほどよろしくお願いたします。	跡請保証とは、積雪寒冷の条件下で工事を行う必要のある本市の特殊性から、瑕疵担保の特約として引渡しの後、一定の期間を請負人に保証させるものです。跡請保証の対象となるのは、盛土、法面等を冬期に施工したために、凍結あるいは氷雪片や凍土の混入などにより、融雪期に出来形の変動をきたす恐れのある工事です。なお、現時点では具体的に想定していません。
20	19	第53条	1		跡請保証	誓約にあたり誓約内容は発注者と協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	19	第53条	1		跡請保証	保証期間は第54条に定める瑕疵担保期間と同じ期間であるとの理解でよろしいでしょうか。	跡請保証を誓約する段階で、発注者及び受注者の協議の上決定いたします。
22	21	第57条	1		談合行為に対する措置	ここで「本建設工事請負契約に係る入札」とは、本事業の入札との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、基本協定書第4条第3項などにより、同じ事由に基づき重複して違約金が課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	22	第60条	1		契約が解除された場合等の違約金	基本協定書第4条第4項、同第4条第3項などにより、同じ事由に基づき重複して違約金が課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	23	第62条	1	2	受注者の解除権	「第31条の規定による本工事等の実施の中止期間が…」と記載してありますが、「第29条の規定による本工事等の実施の中止期間が…」との解釈でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。「第31条」は誤りであり、「第29条」が正です。
25	23	第63条	3		解除に伴う措置	「第46条(第52条において準用する場合を含む。)」と記載してありますが、第52条は第46条を準用していないと解釈いたしました。また、「第53条の規定による部分払をしているとき」と記載してありますが、第53条は部分払いの規定でないと解釈いたしました。さらに、「解除が第60条又は第61条第2項の規定による場合」と記載してありますが、この第60条、第61条第2項の記載につきましても、該当規定でないと解釈いたしました。本条項につき、ご確認の程よろしくお願いたします。	第63条3項において、「(第52条において準用する場合を含む。)(第49条及び第53条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)」を削除します。また、「第60条又は第61条第2項」は誤りであり、「第59条又は第60条第2項」が正です。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
26	24	第65条	1		契約保証金に返還等	「ただし、第22条に規定する跡請保証のため」は、「ただし、第53条に規定する跡請保証のため」との解釈でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。「第22条」は誤りであり、「第53条」が正です。

入札説明書等に関する質問書への回答

8 運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	0				表紙	「駒岡清掃工場更新事業基本契約書(以下「基本契約」という。)第7条第3項の定めるところに従い」と記載してありますが「駒岡清掃工場更新事業基本契約書(以下「基本契約」という。)第7条第2項の定めるところに従い」との解釈でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。 「第7条第3項」は誤りであり、「第7条第2項」が正です。
2	1	第1条	4	1	総則	「「運営開始日」とは、令和7年4月1日又は委託者が別途通知した日をいう。」とありますが、委託者は受託者との協議の上で合意に基づいて適切な日を知るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	3	第5条	7		業務遂行	「委託者が締結する住民協定等を十分理解してこれを遵守するもの」とありますが、どのような住民協定等があるのか、具体的な内容をご教えてください。	現時点においては住民協定等はありません。
4	3	第5条	11		業務遂行	備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合に、受託者によって購入し、又は調達された当該備品等の所有権が委託者に帰属するものとするありますが、備品等の購入又は調達に要する一切の費用が運営・維持管理業務委託料(業務の対価)を構成するならば、その委託料で購入または調達した備品等の所有権は受託者に帰属するものと考慮いたしますがいかがでしょうか。もし委託者にそれらの所有権が帰属するという場合、業務終了時に所有者である貴市に返還することになりますが、その際は本来貴市の費用で購入されるべきところ、受託者の費用で購入を立て替えたということになると考えます。本項のご趣旨につきご教示のほどよろしくお願ひいたします。	受託者が本業務遂行に必要なものとして運営・維持管理業務委託料で購入または調達した備品等の所有権は、委託者に帰属します。 なお、運営事業者の自らの用に供するものとして調達したものの所有権は、受託者に帰属します。
5	3	第5条	11		業務遂行	「受託者によって購入し、又は調達された当該備品等の所有権は、委託者に帰属する」とありますが、受託者がリースあるいはレンタルにて調達された備品等の所有権は委託者に帰属しないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	3	第7条	2		一括再委託等の禁止	「以下総称して「下請人等」といい、提案書に基づいて再委託された構成企業も含むものとする。」とありますが、構成企業の定義をご教えてください。	「構成企業」は誤りであり、「構成事業者」が正です。 構成事業者は構成員と協力企業の総称をいいます。
7	3	第7条	2		一括再委託等の禁止	提案書にもとづき、再委託をする場合、あらかじめ委託者の承諾を得なければいけないとありますが、再委託する場合は、実質的な関与を伴う委託のみご承諾していただけるものと考えてよろしいでしょうか(商社的行為のみでの委託の不可)	お見込みのとおりです。
8	6	第16条	2		災害発生時などの協力	「受託者に発生した合理的な範囲の追加費用を受託者に支払う」とありますが、受託者については、搬入された災害廃棄物の処理に伴って発生する貴市及び第三者の損害は免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、受託者の帰責による損害は免責されません。
9	8	第25条	2		搬入管理	受託者の善良なる管理者の注意義務(例えば、これまでの実績のもとをもってしても、受託者による受入供給設備での目視検査等で確認できずに処理不適合の原因としてプラント設備に故障等が生じた場合には、受託者は免責されるという理解でよろしいでしょうか。	委託者との協議によるものとします。
10	8	第25条	3		搬入管理	本項は、「処理不適合物」についてのみ記載されておりますが、「処理困難物」も同様の解釈と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	8	第27条	2		焼却灰等の処理及び管理	「本施設における処理に伴い発生する金属類及び処理不適合物を…委託者が指定する業者に引き渡すものとする。」とありますが、「処理困難物」についても同様の取り扱いと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	10	第32条	3		性能未達期間中に生じる費用の負担	「本施設の運転再開のための修理費」とありますが、「修理費」の他にも追加費用が生じる可能性がある為(追加人員配置による臨時対応等)「本施設の運転再開のための修理費等合理的な範囲内で発生する追加費用」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
13	10	第34条	1		ごみ質	市収集ごみとして搬入されるごみに異物混入が多く、啓発の効果が見受けられない状況などで、爆発、火災予防として人員増による選別対応などがある場合は、追加費用について別途協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
14	10	第34条	2		ごみ質	「なお、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した増加費用とは、助燃材等の増加等の追加費用をいう」とありますが、受託者については計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理に伴って発生する貴市及び第三者の損害は免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、受託者の帰責による損害は免責されません。
15	11	第37条	1		本施設の補修及び更新	補修計画及び要求水準書並びに提案書に定めるところに従い本施設の補修を行う、とありますが、機器の状態に依り補修が不要と判断される場合、補修は不要と考えてよろしいでしょうか。	委託者との協議によるものとします。
16	11	第37条	1		本施設の補修及び更新	補修が不要と判断できる場合、基準としては、次回の補修計画まで①プラントの性能が維持できること、②機器の機能が満足できること、という考えてよろしいでしょうか。	質問No.15の回答を参照してください。
17	12	第38条			周辺住民等への対応	住民対応については、受託者の責めに帰すべき事由による苦情等以外については、委託者の費用負担と責任で行い、受託者はこれに協力するものとしていただけますようお願い致します。	原案のとおりとします。ただし、委託者が行うべき対応及び担うべき役割等については、委託者が行うものとします。
18	15	第48条	1		委託者による解除の場合の違約金	「委託者が前条第2項及び第3項の規定に基づき本運営・維持管理業務委託契約を解除した場合には、受託者は、①解除の日から運営・維持管理期間満了日までの残期間に係る運営・維持管理業務委託料…の10分の1に相当する金額と、②年間運営・維持管理業務委託料…と③処理対象物の外部処理を行う場合の費用…との差額のうちいずれか高い方の金額を、違約金として、委託者の指定する期間内に支払わなければならない。」と記載してありますが、①と②-③を比較して、①の方が高いならば①を、②-③の方が高いならば②-③を違約金とする、という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	16	第49条	1		賠償の予定	「業務委託料の10分の1に相当する額」と記載してありますが、この「業務委託料」については、例えば、48条1項の「運営・維持管理業務委託料」についての括弧書きのような厳密な定義が見当たりません。本項の「業務委託料」とは、契約書冒頭の記載金額のことを指していますでしょうか。また、約款に基づき変更が生じた場合には変更後の金額のことを指していると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	16	第49条	1		賠償の予定	「同条第4項第1号又は第2号のいずれかに該当した場合であって、排除措置命令又は審決の対象となる行為が不公正な取引方法」と記載してあります。文脈上、「同条第4項」とは、「基本契約第7条第4項」を指すものと思われませんが、基本契約第7条第4項各号は、反社会的勢力に関する規定であり、独占禁止法は「同条第3項」との解釈でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。 「基本契約第7条第4項」は誤りであり、「基本契約第7条第3項」が正です。また、「同条第4項」は誤りであり、「同条第3項」が正です。
21	17	第53条	4		期間満了及び終了に際しての措置	「受託者は、前二項に規定する引継ぎが終了し、かつ、第6項に規定する修繕を終了したときは、後任事業者に対し、委託者が指定する期日までに本施設を引き渡す。」と記載してありますが、第6項「修繕」に関する定めがないため、本項に関するご主旨をご教授願います。	「第6項に規定する修繕」は誤りであり、本条第4項は、「受託者は、前二項に規定する引継ぎが終了したときは、後任事業者に対し、委託者が指定する期日までに本施設を引き渡す。」とします。
22	17	第53条	5		期間満了及び終了に際しての措置	「運営・維持管理業務委託料を、受託者が後任事業者への引き渡しを終了するまでの期間につき、受託者に支払う。」と記載してあります。この「引き渡し」とは「引継ぎ」との解釈でよろしいでしょうか(本条には、引継ぎ、引渡しのいずれの文言も存在するため。)	お見込みのとおりです。
23	17	第53条	8		期間満了及び終了に際しての措置	本施設の運転等に関する教育及び本業務の引継ぎについては、故意又は過失により怠ったとされる判断基準は、予め、委託者に提供する教育及び引継ぎスケジュールどおり行ったか否かを基準とすることで良いでしょうか。いわゆる生徒側の後任企業が教育どおりの習得をしないことの責任は、受託者は負わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	18	第56条	1		運営・維持管理業務委託料の改定	「…委託料は、別紙3記載のとおりに改定される。」と記載してありますが、この別紙3は、入札説明書の別紙3との理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書(案)別紙3を示します。
25	23	第71条	4		知的財産権	「ただし、前項の規定による場合」とは、第3項という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
26	23	第73条	2		遅延利息	「契約日における遅延防止法第8条第1項に基づき財務大臣が決定する率の遅延利息をもって計算する(千円未満は切り捨てるものとする)。かかる計算は、遅延利息支払時における遅延防止法第8条第1項に規定する遅延利息の額を超えないものとする。」と記載ありますが、これは同条第3項に規定の「契約締結日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件に定める割合で計算した額」と同じ条件であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	23	第73条	3		遅延利息	「委託者は、運営・維持管理業務委託料の支払を遅延したときは」とありますが、委託料だけでなく、委託者が受託者に支払う賠償金や損害金等についても同様と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	29	別紙6			保険	火災保険については、一般的に保険料が高額であり、また、①原則としては施設所有者が付保する保険であること、②市様にて公益社団法人全国市有物件災害共済会に加入されることから、保険内容の重複をさけるため、事業者側での付保までは求めないものとしてご検討いただけますようお願い致します。	運営・維持管理業務委託契約書(案)別紙6に示す保険は例示であり、受託者が付保すべき保険は、応募者の提案によるものとします。

入札説明書等に関する質問書への回答

9 リスク管理方針書に対する質問への回答

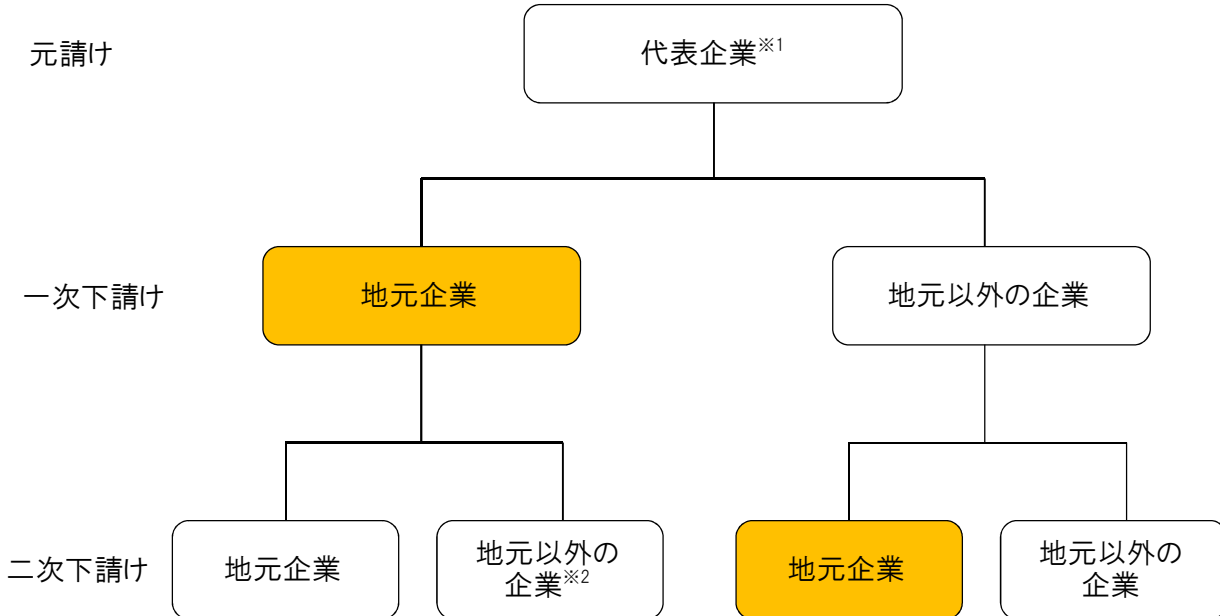
No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	4	No16			工事の遅延リスク	市様で現在ご調整いただいている北海道電力㈱との系統接続や、ガス管の整備・接続をはじめとした事業インフラ環境の整備に係る手続きおよび工事の遅れにより、本件事業の建設工事に遅れが生じた場合のリスクについては、市様のご負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	5	No31			不可抗力リスク	事業者の費用負担について、当該リスクによる事業者負担の対象は、事業者の損害に限定されるものであり、建設中の建設物の破損等による復旧・修繕費用は市様のご負担という理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による建設中の建設物の破損等による復旧・修繕費用は、請負代金額の100分の1を超える額を市が負担します。
3	9	No70			不可抗力リスク	事業者の費用負担について、当該リスクによる事業者負担の対象は、事業者の損害に限定されるものであり、運営中の施設の破損等による復旧・修繕費用は市様のご負担という理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による運営中の建設物の破損等による復旧・修繕費用は、契約金額を20で除した金額の100分の1を超える額を市が負担します。
4	—	—	—	—	—	熱供給料金に関するリスク分担はございますでしょうか。 熱供給の収入は市様帰属であり、当該収入について減少リスク部分のみを事業者でカバーする仕組みが無く、事業継続に少なからず影響を及ぼす懸念がございます。収入とリスクは一体であるため、熱供給の収入に関するペナルティの設定は無しとしていただきたくお願いいたします。	熱供給料金の増減に関するリスク分担は想定しておらず、本市のリスクとなります。 ただし、熱供給について受託者の責により要求水準から逸脱する場合は、要求水準未達を構成します。

【別紙】地域貢献金額の加算対象の範囲等について

○設計・建設業務

地域貢献金額の加算対象の範囲

: 地域貢献金額の加算対象



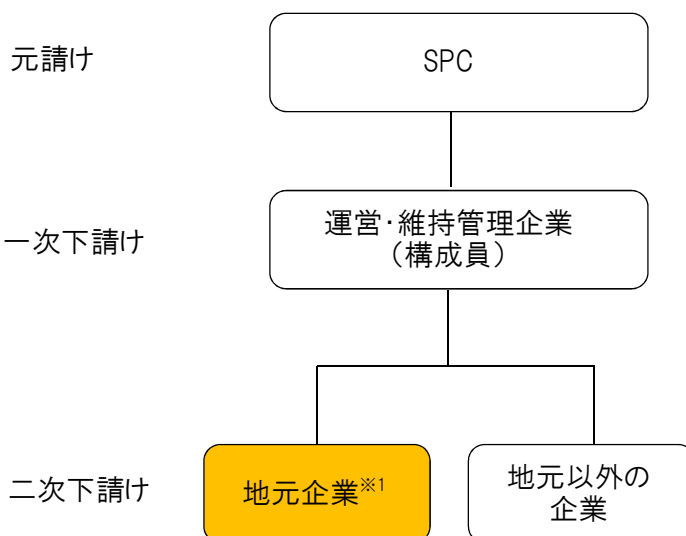
※1 元請企業は加算対象外とする。なお、元請けが特定建設工事共同企業体(JV)を構成する場合も同様とする。

※2 一次下請けの地元企業から二次下請けの地元以外の企業への発注額分は、一次下請けの地元企業発注額分から差し引かないものとする。

○運営・維持管理業務

地域貢献金額の加算対象の範囲

: 地域貢献金額の加算対象



※1 構成員の場合は、加算対象外とする。